

第6期池田市障害者計画

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

第7期池田市障害福祉計画

第3期池田市障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

令和6年(2024年)3月

池 田 市

は じ め に

本市では、平成30年3月に策定した障害者基本法に基づく「第5期池田市障害者計画」のもと、「一人ひとりの人格と個性を尊重した共に生きる地域社会づくり」を基本理念とし、障がい者施策を推進してまいりました。



令和3年3月には、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障がい児者が地域で安心して暮らす上での障害福祉サービス等の方向性を示す、「第6期池田市障害福祉計画」及び「第2期池田市障害児福祉計画」を作成し、提供体制の整備推進に取り組んでまいりました。

国におきましては、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者総合支援法施行後3年の見直しにおいて、「施設入所者の削減」「グループホームの重度障がい者の受け入れ」「地域生活支援拠点の機能強化」「就労選択と短時間就労の雇用率対象化」等の推進が盛り込まれました。さらに、令和6年度より改正障害者差別解消法による民間事業者の合理的配慮の提供義務化と障がい者の社会参加や理解促進への取り組みが進められています。

このたび、これらの法律の理念及び趣旨に基づき、障がい者施策を計画的、総合的に推進するための「第6期池田市障害者計画」、令和8年度までにおける成果目標及び障がい福祉サービス見込量を定めた「第7期池田市障害福祉計画」及び「第3期池田市障害児福祉計画」を同時に策定いたしました。

今後もこれまでに増して多くの方々のご協力ご支援をいただきながら、全力でこの計画を実現するとともに、基本的人権が尊重され、人々が支え合い、共に生きる「福祉のまち池田」の実現をめざし取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」各委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

池田市長 龍澤 智子

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと期間	4
3 計画の策定体制	6
第2章 池田市における現状と課題	7
1 人口・障がいのある人の状況	7
2 障がい福祉施策の実施状況	16
3 市民の意識	27
4 今後の施策推進に向けた課題	59
第3章 障害者計画	62
1 基本的な理念・目標	62
2 推進施策	64
目標像1 互いに尊重し合い、支え合うまち	65
目標像2 安心して暮らせるまち	68
目標像3 自分らしく輝き、活動できるまち	72
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画	75
1 基本的な考え方	75
2 障害福祉計画	79
3 障害児福祉計画	116
第5章 計画の推進に向けて	123
1 推進体制	123
2 進行管理	124
参考資料	125

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、多様性を認め合う社会をめざして様々な取組が進められている中で、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

池田市においては、幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、「一人ひとりの人格と個性を尊重した共に生きる地域社会づくり」を基本理念に、障がい福祉施策の推進及び障がい福祉サービス等の充実を図ってきました。

国においては、障がいのある人に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下の通りとなります。

■障がい福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）

平成30年度 (2018年度)	改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行 ・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設 ・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 ・重度訪問介護の訪問先の拡大 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進 ・地方公共団体における障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされる ギャンブル等依存症対策基本法の施行 ・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策と、本人・家族への支援の促進
--------------------	--

平成30年度 (2018年度)	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行 ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正 ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・地域福祉計画が、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられる
令和元年度 (2019年度)	読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）の施行 ・障がいの有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和3年度 (2021年度)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和6年度(2024年度)施行予定） ・努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化。障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）
令和4年度 (2022年度)	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）の施行 ・障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策を示す 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和6年(2024年)4月施行予定） ・障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受け入れと軽度障がい者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる

社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいの重度化・重複化、8050問題を例とした障がいのある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親亡き後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障がいのある子どもに対する支援の充実、難病患者などさまざまな障がいのある人への対応の強化が求められています。

大阪府においては、令和3年度(2021年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」(第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む)が策定され、「全ての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取組の方向性が示されました。

このたび、「池田市障害者計画(第5期)」「第6期池田市障害福祉計画」「第2期池田市障害児福祉計画」(以下あわせて「前計画」という。)の計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了することから、障害者基本法及び障害者総合支援法、並びに児童福祉法の規定により「池田市障害者計画(第6期)」「第7期池田市障害福祉計画」「第3期池田市障害児福祉計画」(以下あわせて「本計画」という。)を策定し、障がい者施策の基本的方向性を定めるとともに、障がい福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

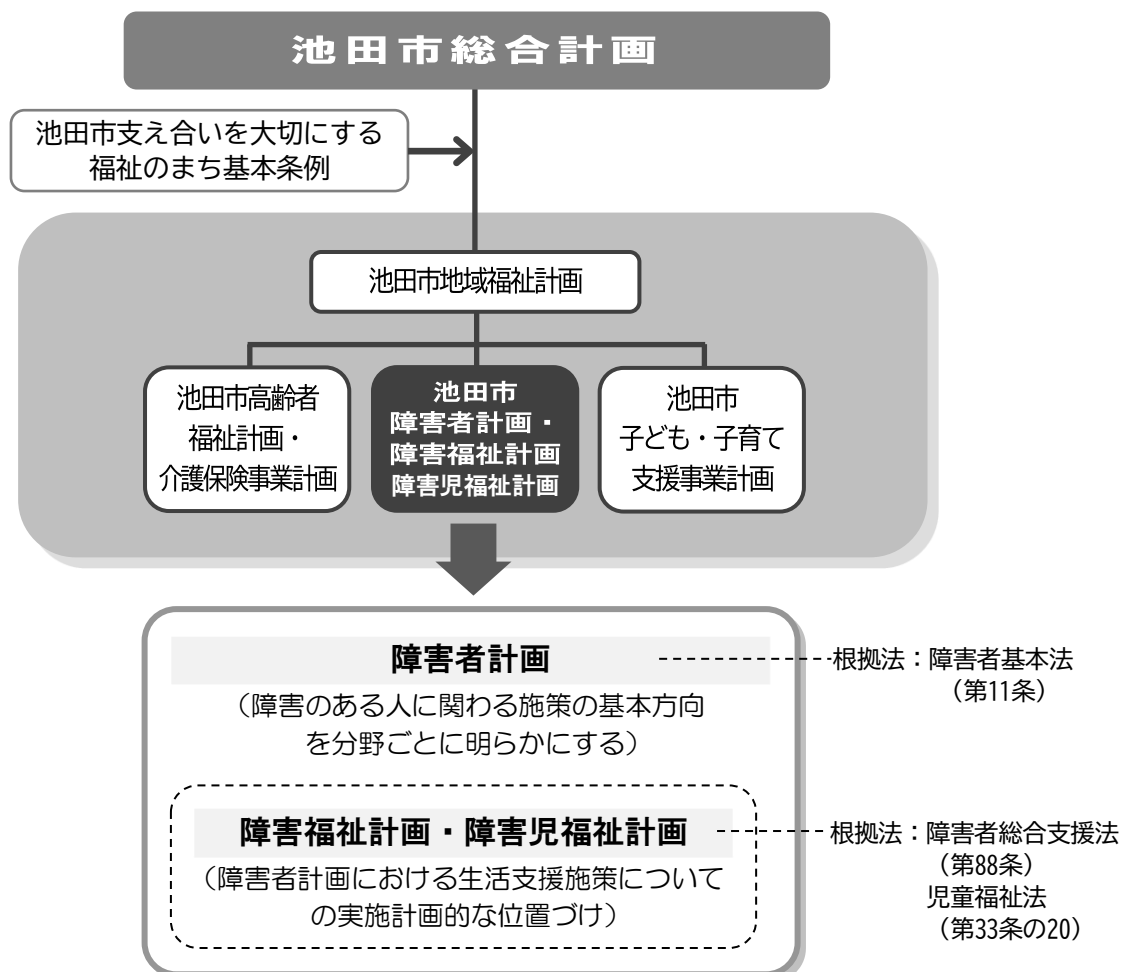
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「池田市障害者計画（第6期）」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、池田市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

「第7期池田市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画、「第3期池田市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画で、「障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標」「各年度における障がい福祉サービス、障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込み量」「地域生活支援事業等の見込み」等を一体的に定めるものです。また、計画は、本市のまちづくりの基本方針である「第7次池田市総合計画」「第4期池田市地域福祉計画」等の上位計画、関連計画との整合性を図り策定します。

■計画の位置づけ



(2) 計画の対象

本計画における「障がい」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などによる障がいを含む）とします。また、「障がいのある人（障がい者、障がい児）」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を示します。

なお、この計画の推進にあたっては、障がいの有無に関わらず、すべての市民の理解と協力が必要であるため、池田市内で暮らし、学び、働き、憩うすべての人を対象とします。

(3) 計画の期間

池田市障害者計画（第6期）の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

第7期池田市障害福祉計画及び第3期池田市障害児福祉計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間となります。

■計画期間

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	池田市障害者計画 (第5期)			池田市障害者計画（第6期）					
	第6期池田市 障害福祉計画			第7期池田市 障害福祉計画			第8期池田市 障害福祉計画		
	第2期池田市 障害児福祉計画			第3期池田市 障害児福祉計画			第4期池田市 障害児福祉計画		

3 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障がい者施策への市民意識や障がいのある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、障がいのある人へのアンケート調査や関係団体等への聞き取り調査を実施し、計画策定の参考としました。

策定体制については、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される「池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 池田市における現状と課題

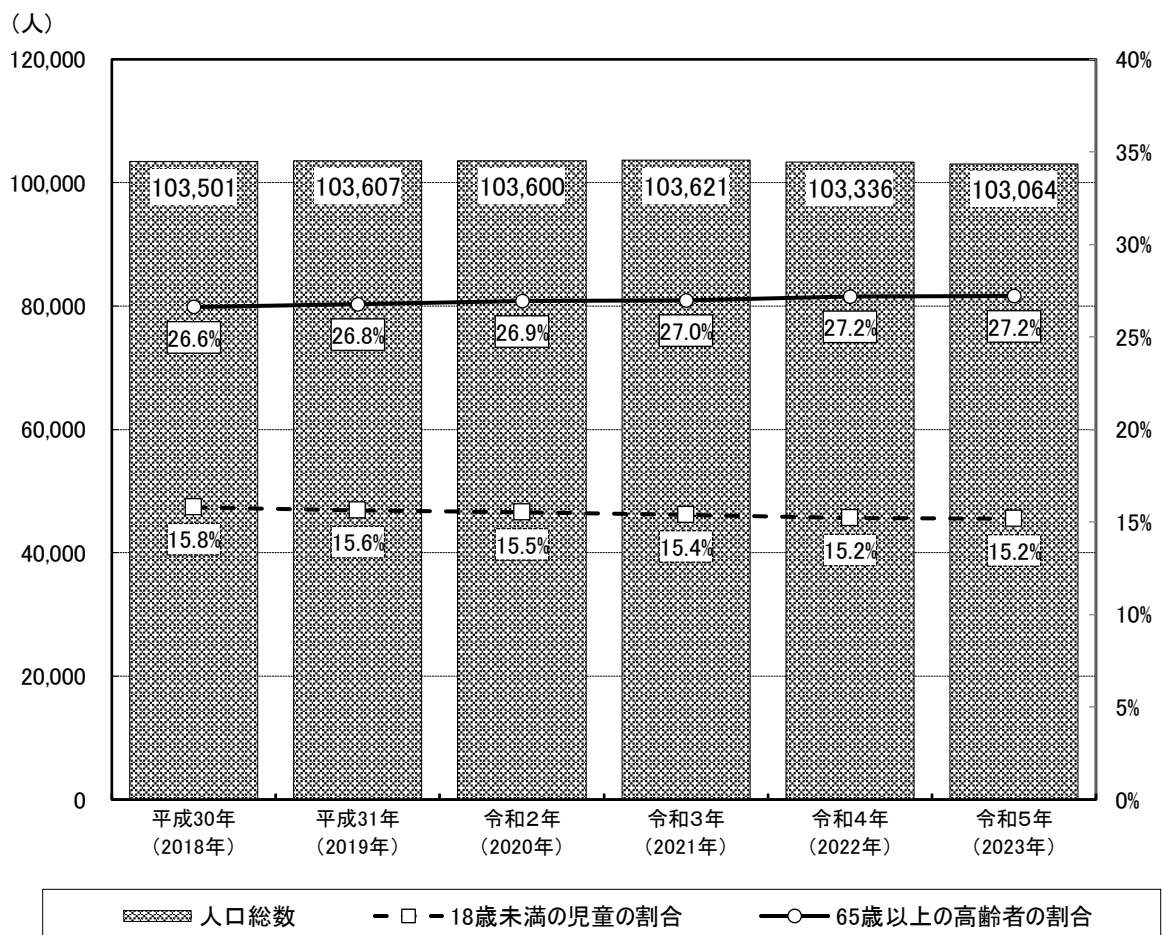
1 人口・障がいのある人の状況

(1) 総人口と高齢化等の状況

池田市の人口総数は、令和5年(2023年)3月末現在103,064人で、横ばい状況にあります。

年齢別人口構成については、令和5年(2023年)3月末現在、65歳以上の高齢者の割合が27.2%、18歳未満の児童の割合が15.2%となっています。

■人口総数と年齢別人口構成の推移



※住民基本台帳人口 各年3月末現在

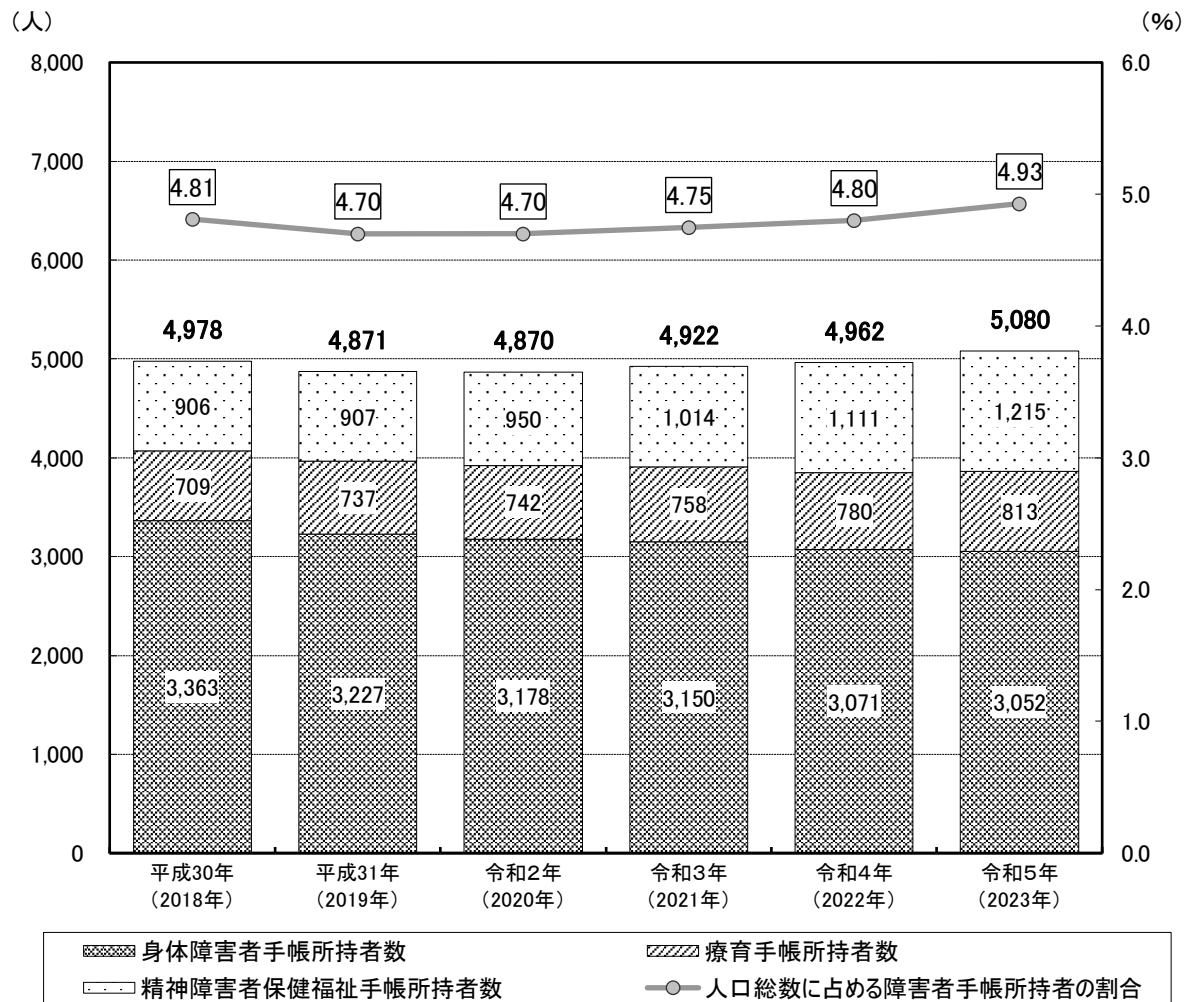
(2) 障がいのある人の状況

① 障がいのある人の数

障がいのある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5年(2023年)3月末現在で5,080人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.9%となっています。

これに対し、全国の障害者手帳所持者数の合計は令和5年(2023年)4月1日現在7,513,168人(重複分を含む)で、我が国の総人口の6.0%となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

② 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で3,052人と減少傾向にあります。障がいの種類別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多くなっています。

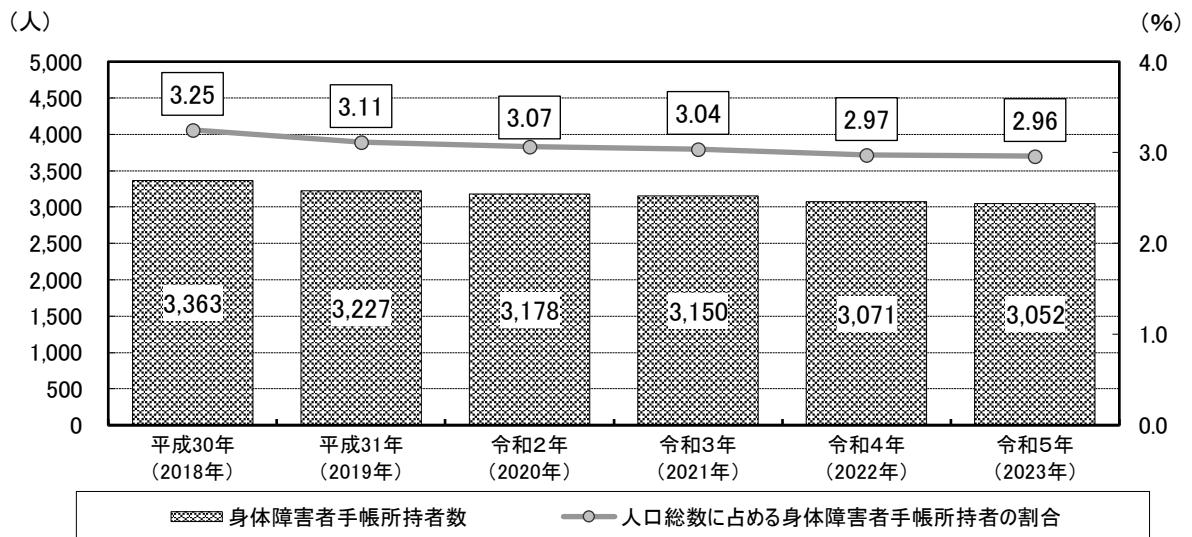
年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.8%にとどまり、65歳以上の人が74.4%となっています。

■障がい区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	肢体 不自由	内部障がい
平成30年(2018年)	3,363	209	225	38	1,813	1,078
平成31年(2019年)	3,227	203	224	40	1,708	1,052
令和2年(2020年)	3,178	203	226	41	1,653	1,055
令和3年(2021年)	3,150	210	231	40	1,609	1,060
令和4年(2022年)	3,071	199	231	40	1,541	1,060
令和5年(2023年)	3,052	202	237	42	1,504	1,067
0～17歳	56	2	2	0	38	14
18～64歳	725	59	46	18	371	231
65歳以上	2,271	141	189	24	1,095	822

※各年3月末現在

■身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

③ 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で813人と増加傾向にあります。障がい程度別では、重度のAが全体の41.0%、軽度であるB2が40.7%を占めています。

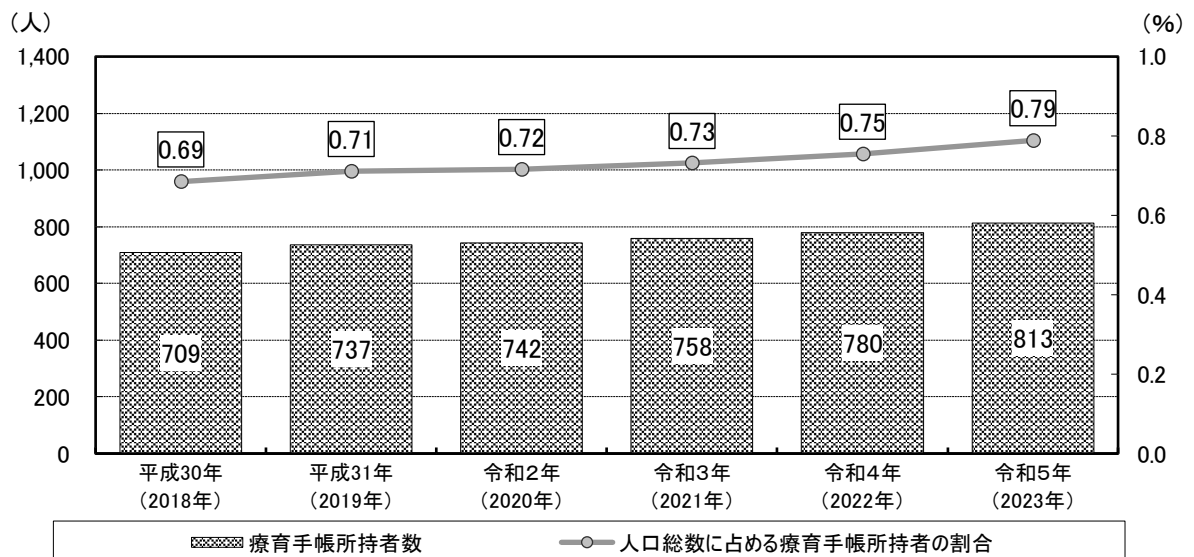
年齢別には、18歳未満の人が31.9%、18歳以上の人が68.1%となっています。

■等級別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人	総数	A	B 1	B 2
平成30年(2018年)	709	320	149	240
平成31年(2019年)	737	325	148	264
令和2年(2020年)	742	321	148	264
令和3年(2021年)	758	325	141	292
令和4年(2022年)	780	323	147	310
令和5年(2023年)	813	333	149	331
0～17歳	259	76	35	148
18～64歳	526	239	109	178
65歳以上	28	18	5	5

※各年3月末現在

■療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

④ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で1,215人と増加傾向にあります。

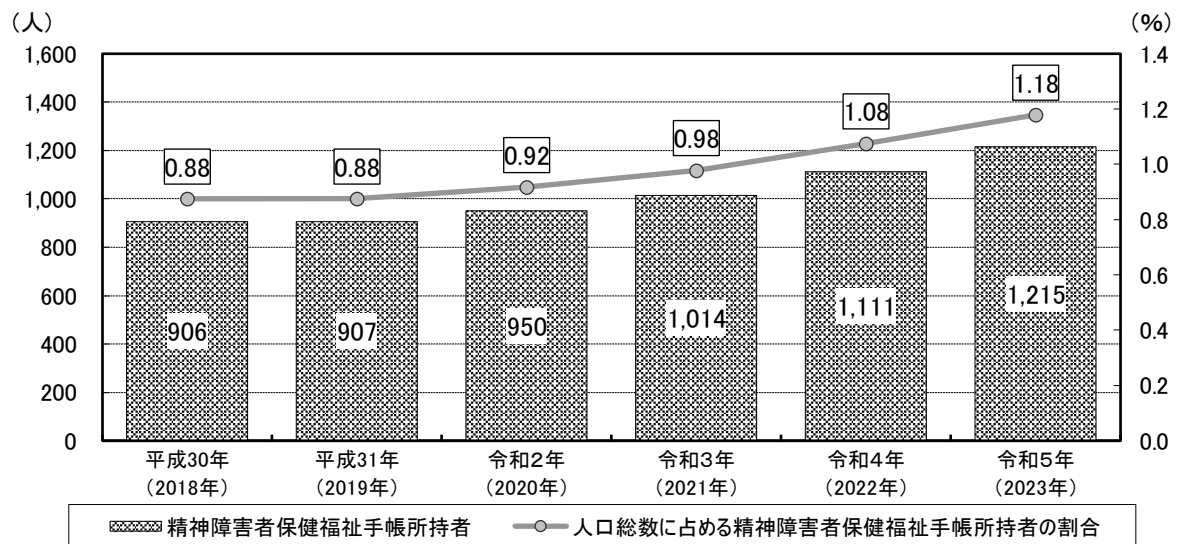
また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和5年(2023年)3月末現在で2,050人となっています。

■等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人	総数	1級	2級	3級
平成30年(2018年)	906	53	618	235
平成31年(2019年)	907	46	600	261
令和2年(2020年)	950	40	575	335
令和3年(2021年)	1,014	48	624	342
令和4年(2022年)	1,111	60	642	409
令和5年(2023年)	1,215	57	695	463
0～17歳	83	2	16	65
18～64歳	978	28	577	373
65歳以上	154	27	102	25

※各年3月末現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

■自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人	総数
平成30年(2018年)	1,756
平成31年(2019年)	1,781
令和2年(2020年)	1,859
令和3年(2021年)	1,929
令和4年(2022年)	1,982
令和5年(2023年)	2,050
0～17歳	18
18～64歳	1,645
65歳以上	387

※各年3月末現在

⑤ 難病のある人

難病のある人のうち、特定医療費（指定難病）受給者数の状況をみると、令和5年(2023年)4月1日現在で985人となっています。

■特定医療費（指定難病）受給者数

単位：人	総数
平成30年(2018年)	991
平成31年(2019年)	997
令和2年(2020年)	995
令和3年(2021年)	1,094
令和4年(2022年)	1,006
令和5年(2023年)	985

※各年4月1日現在

⑥ 障がい支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障がい支援区分認定の状況は、令和5年(2023年)3月末現在246人となっています。

■障がい支援区分認定の状況

【令和3年(2021年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	201	5	38	53	46	12	47
身体障がい者	53	0	3	9	9	8	24
知的障がい者	83	1	7	26	25	4	20
精神障がい者	63	4	28	17	12	0	2
難病患者	2	0	0	1	0	0	1

※3月末現在

【令和4年(2022年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	313	0	40	71	80	49	73
身体障がい者	65	0	7	18	10	3	27
知的障がい者	165	0	10	25	53	39	38
精神障がい者	75	0	23	28	16	7	1
難病患者	8	0	0	0	1	0	7

※3月末現在

【令和5年(2023年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	246	3	56	61	49	26	51
身体障がい者	57	1	7	8	10	6	25
知的障がい者	80	0	7	9	24	17	23
精神障がい者	105	2	42	41	15	3	2
難病患者	4	0	0	3	0	0	1

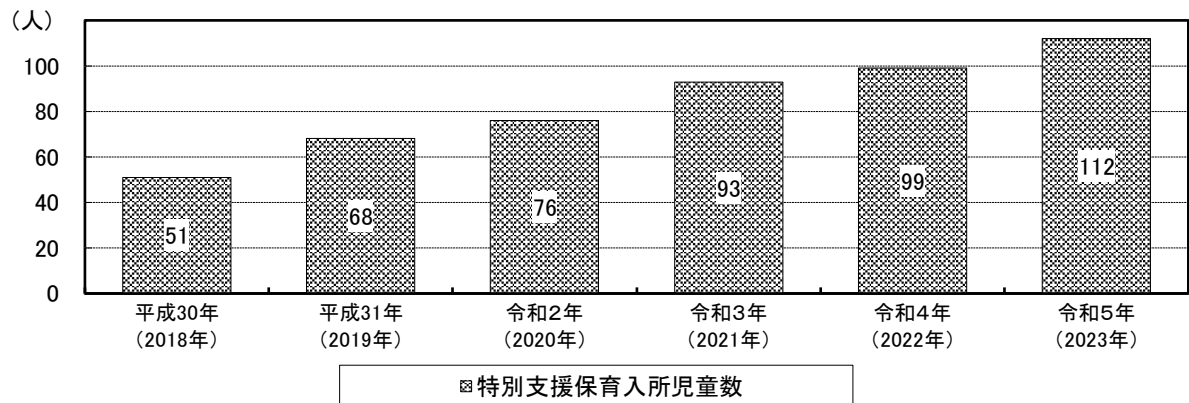
※3月末現在

(3) 障がいのある子ども等の状況

① 特別支援保育入所児童数

認定こども園など、義務教育就学前施設における障がいのある入所児童数は、令和5年(2023年)4月現在112人となっています。

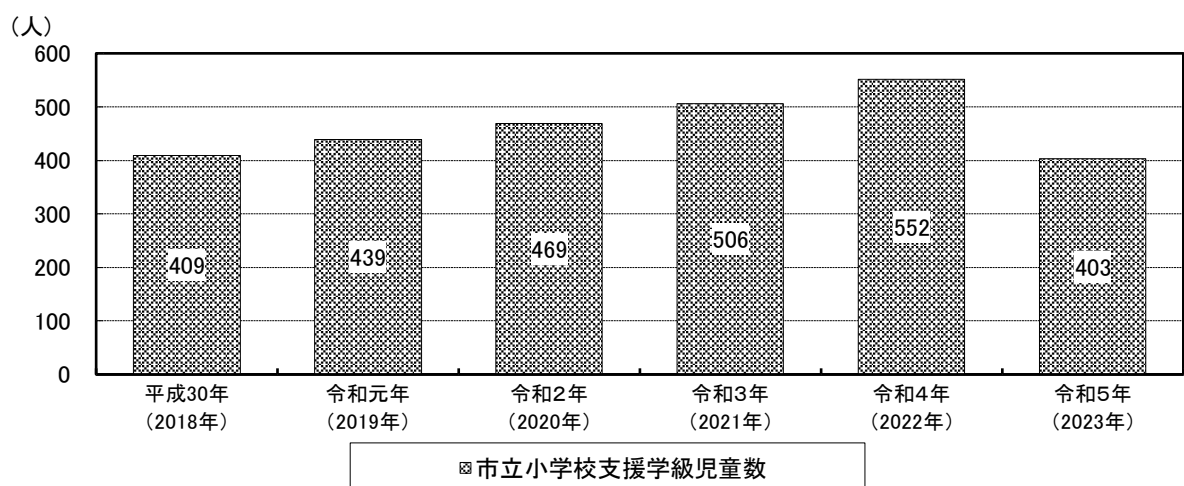
■就学前施設における特別支援保育入所児童数の推移



② 市立小学校における支援学級児童数

市立小学校の支援学級に在籍する児童の人数は、令和5年(2023年)5月現在403人となっています。

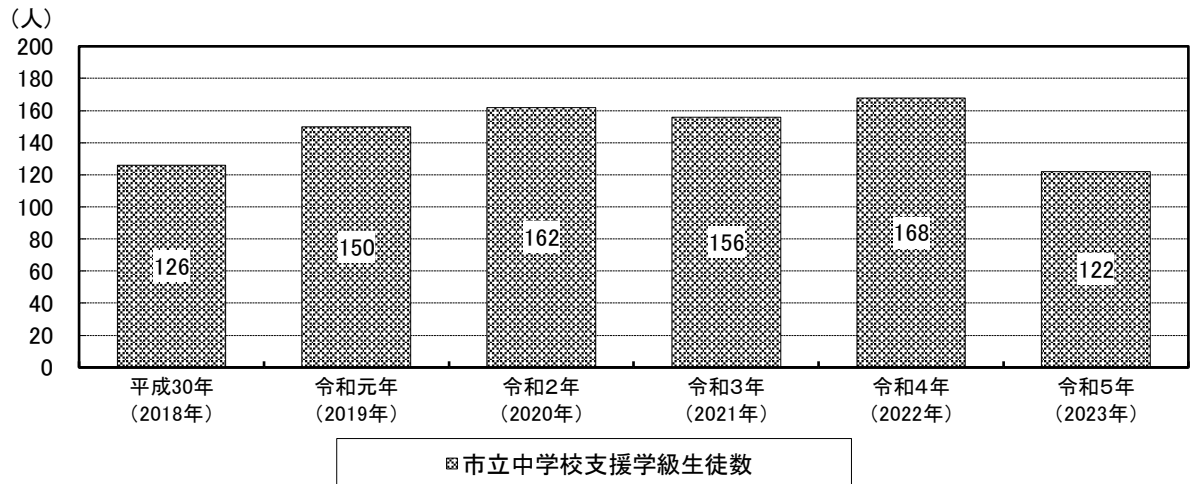
■市立小学校における支援学級児童数の推移



③ 市立中学校における支援学級生徒数

市立中学校の支援学級に在籍する生徒の人数は、令和5年(2023年)5月現在122人となっています。

■市立中学校における支援学級生徒数の推移

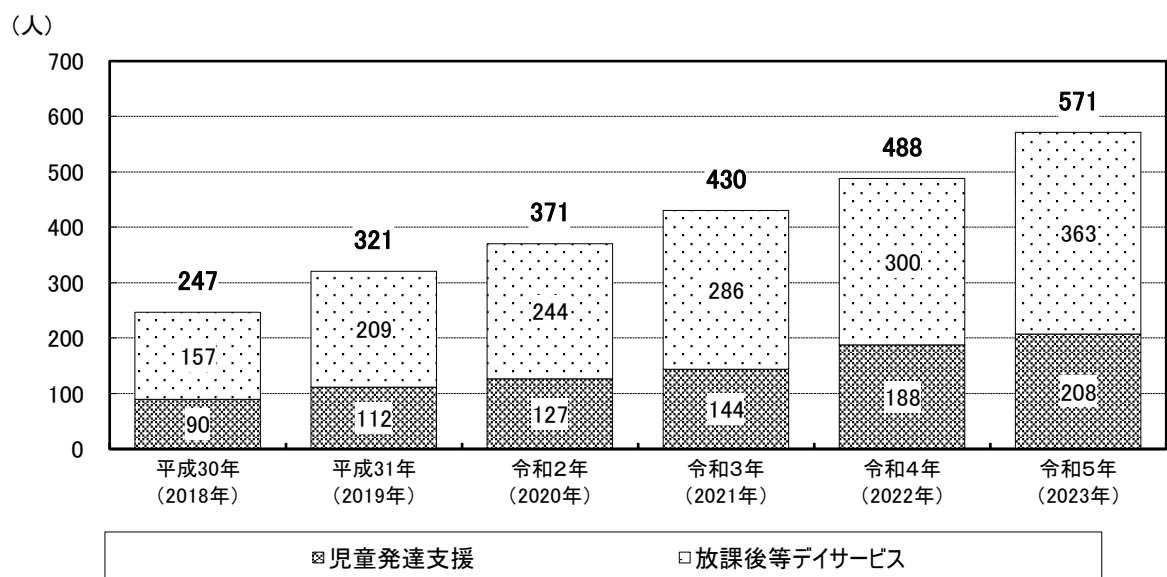


※各年5月1日現在、令和5年度より通級指導教室の拡大と要配慮児登録制度の創設により減少

④ 通所受給者証所持者数（児童発達支援・放課後等デイサービス）

通所受給者証所持者数の推移の状況は徐々に増加する傾向にあり、令和5年(2023年)3月末現在で571人となっています。

■通所受給者証所持者数（児童発達支援・放課後等デイサービス）の推移



※各年3月末現在

2 障がい福祉施策の実施状況

(1) 障害者計画の実施状況

前計画で掲げた施策・事業について、近年の実施状況については、次のとおりです。

① 互いに尊重し合い、支え合うまち

〔啓発・交流〕

施策の体系	主な取組内容
啓発・交流活動の推進	・障がい者週間に合わせ、障がい者美術作品展の開催及び表彰式を行い啓発活動に努めました。 ・ヘルプカード、ヘルプマークの配布を行いました。
福祉教育の推進	・当事者の協力のもと、福祉教育のプログラムの提供、支援を行いました。

〔地域福祉〕

施策の体系	主な取組内容
地域福祉活動の推進	・対象を限定しない世代を超えたサロンの開催や居場所の設置に取り組みました。 ・社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携し、地域の実態把握に努めました。
ボランティア活動の推進	・新たなボランティアの発掘や、地域における多様な活動主体のネットワーク化に取り組みました。

〔権利擁護〕

施策の体系	主な取組内容
権利擁護の推進	・成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象者の掘り起こしに取り組むとともに、相談支援関係機関との連携を図りました。
差別解消・虐待防止	・合理的配慮に対する職員対応要領を作成しました。 ・障がい者虐待防止センターによる24時間及び緊急対応について整備しました。

② 安心して暮らせるまち

〔情報提供・相談支援〕

施策の体系	主な取組内容
広報・情報提供の充実	・市ホームページにより福祉サービス及び障がい児通所事業所の情報提供を行いました。
相談支援体制づくり	・相談支援事業所数及び相談支援専門員の確保に努めました。 ・基幹相談支援センターを中心に相談支援連絡会での情報共有を図りました。また、基幹相談支援センターによる職員の資質向上に努めました。

〔保健・医療〕

施策の体系	主な取組内容
健康づくりの推進	・障がい者に対する各種検診の補助支援を行いました。
医療・リハビリテーション体制の充実	・医療的ケア児者とその家族を支援するための関係機関の協議の場の設置とコーディネーターの配置を行いました。
精神保健福祉施策の推進	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を設置しました。 ・自殺対策計画を策定しました。

〔福祉サービス〕

施策の体系	主な取組内容
在宅生活の支援	・地域生活支援拠点の整備及びコーディネーターの配置を行い、24時間の緊急時対応に努めています。
日中活動の場の充実	・市立くすのき学園の新築移転による定員の増を図りました。
生活の場の確保	・入所施設から地域生活への移行に取り組むとともに、グループホームの充実に努めました。
各種制度の活用	・各種制度、助成等の周知、医療費やサービス利用の負担軽減の維持に努めました。

〔生活環境〕

施策の体系	主な取組内容
福祉のまちづくりの推進	・バリアフリーマスタープランを策定し、移動等円滑化に取り組みました。
外出しやすいまちづくり	・違法駐輪や道路不法占用物等の撤去、指導に努めました。

〔緊急時の支援〕

施策の体系	主な取組内容
防災対策の充実	・災害時における福祉サービス等の継続に必要な「福祉避難所」としての社会福祉施設と協定締結を進め、地域の避難支援協議会設立に努めました。
防犯対策の充実	・犯罪情報の庁内発信と、安全パトロール隊での主要施設の巡回パトロールを行いました。

③ 自分らしく輝き、活動できるまち

〔発達支援・教育〕

施策の体系	主な取組内容
障がいの早期発見・療育体制の充実	・乳幼児健診の実施等を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見するとともに、フォローアップを目的とした親子教室を実施し、早期発見・療育につなげるよう努めました。 ・児童発達支援センター「やまぼと学園」において、通園やこぼと事業（外来事業）を通じ、個々の発達に応じた療育を行うとともに、発達相談・個別計画相談の作成など保護者支援の充実に努めました。 ・児童や家族と各関係機関が成長・発達に関する情報を共有し、生涯にわたって一貫した支援を受けることができるよう、「いけだつながりシートIkeda_s（イケダス）」の普及・活用に努めました。
子育て支援の充実	・公私立保育所・幼稚園・認定こども園における特別支援保育、特別支援教育の充実、留守家庭児童会における障がい児を含めた体制の充実に努めました。 ・保育士、心理相談員等による保育所等への巡回相談を実施し、支援の必要な子どもの早期発見に努めるとともに、支援の質の向上に努めました。
学校教育の充実	・障がいのある児童の小・中・義務教育学校、支援学校への入学や進学にあたり、子どもに適した進路選択が可能となるよう、就学相談を実施しました。 ・支援教育コーディネーターを中心とした支援体制を推進し、指導の充実に努めました。

〔雇用・就労〕

施策の体系	主な取組内容
雇用機会の拡大と就労支援	・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び就労系事業所との連携強化を図りました。
福祉的就労の場の充実	・就労系事業所の整備、誘致に努めました。

〔社会参加〕

施策の体系	主な取組内容
外出支援の充実	・同行援護、移動支援の給付を進めるとともに、重度障がい者に対するタクシー初乗料金の助成を行いました。
意思疎通支援の推進	・手話、要約筆記者の養成を行い、派遣の充実に図りました。
スポーツ・文化活動等の振興	・障がい者美術作品展の開催、障がい者週間に合わせたイベントによる文化・芸術活動の充実に図りました。
社会参加の促進	・障がい者団体等の活動支援や助成を行いました。

(2) 障害福祉計画の実施状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減数については、計画目標に達していますが、地域生活への移行者数については、目標数5人の達成は難しい状況です。

入所者が高齢化しており、重度化と重度に対応したグループホームが少ないことが要因として考えられ、地域自立支援協議会専門部会における検討、協議を引き続き進める必要があります。

■第6期計画における成果目標

項 目		目標	実績	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	73人	65人	令和元年(2019年)度末→令和4年度(2022年度)末時点
目標値	①令和5年度(2023年度)末の地域生活移行者数 (B)	5人	3人	施設からグループホーム等へ移行した者の数(累計)
		6%	5%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度(2023年度)末の削減見込数 (C)	1人	8人	施設入所者の削減見込数
		1.6%	12%	削減割合 (C/A)

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標については、国の基本指針や実績、ニーズ等を踏まえ、大阪府が設定しています。

コロナ禍でもあり、訪問、調整の困難さ等がありましたが、医療機関等との情報共有が行えました。今後とも関係機関との情報共有や精神科在院患者調査の活用を図る必要があります。

■第6期計画における成果目標

項 目	目 標	実 績	考 え 方
精神病院から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	※	大阪府が設定
精神病床における1年以上長期入院患者数	58人	53人	大阪府が設定
精神病床の早期退院率 (入院後3か月・6か月・1年時点)	3か月＝69%以上 6か月＝86%以上 1年＝92%以上	※	大阪府が設定

※精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数及び精神病床における入院後3か月、6か月、1年時点の退院率については、国の調査指標が変更され、現時点において実績データは出ていない。

■第6期計画における活動指標

事 項	単 位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	4回	2回	4回	3回	4回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数 (保健・医療・福祉・介護・当事者・家族・その他)	人/年	18人	9人	18人	13人	18人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	1回	0回	1回	0回	1回

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、令和2年度(2020年度)に面的整備型で整備し、24時間対応の緊急時の相談、受け入れを実施しています。今後とも緊急時の障がい情報登録についての検討を図る必要があります。

■第6期計画における成果目標

事項	令和5年度(2023年度)	実績	考え方
地域生活支援拠点等の設置	1拠点	整備済	面的整備型

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)
		計画	実績	計画	実績	計画
地域生活支援拠点等の機能の充実のための検証および検討回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数目標24人に対して、令和4年度(2022年度)末実績は33人と、達成率は137.5%です。

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は、令和4年度(2022年度)末の実績で12,976円と目標値を大幅に下回っています。新型コロナウイルス感染症の影響などにより前年度よりも減額となりました。

今後とも地域自立支援協議会専門部会において、事業所の連携、情報共有、作業の開発を協議していく必要があります。

■第6期計画における成果目標

項 目	数 値		考 え 方
	計 画	実 績	
福祉施設から一般就労に移行する者の数	24人	33人	令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上
うち就労移行支援事業利用者	19人	24人	令和元年度(2019年度)実績の1.30倍以上
うち就労継続支援A型利用者	3人	5人	令和元年度(2019年度)実績の1.26倍以上
うち就労継続支援B型利用者	2人	3人	令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上
うち自立訓練（生活訓練）利用者	—	1人	
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	7割	5.3割	
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上	5割	
令和5年度(2023年度)の工賃の平均額	22,292円	12,976円	令和元年(2019年)度の工賃実績の1.1倍以上

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター「福祉相談くすのき」では、地域の相談支援を担う中核施設として、専門的な相談援助の実施、事業者に対する指導援助、相談員のスキルアップを目的とした研修開催等により、市内の相談支援ネットワークの構築、強化に向けた取組を実施しています。

令和4年(2022年)4月より、基幹相談支援センターを地域生活支援拠点として整備し、コーディネーターを配置しました。

■第6期計画における成果目標

事項	計画	実績	考え方
基幹相談支援センターの設置	有	設置済	

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)
		計画	実績	計画	実績	計画
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	4件	3件	4件	27件	4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	4件	3件	4件	18件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	4回	3回	4回	3回	4回

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市では、障がい福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上を図っています。また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、障がい福祉サービス事業者等と共有する体制づくりや、事業者等の適正な運営と利用者保護等の視点から、必要な助言・指導等を行い、その結果を事業者等と共有しています。

今後とも障がい福祉サービスの利用状況の把握と職員研修の積極的な参加による制度理解、知識の蓄積に努めます。

■第6期計画における成果目標

事項	計画	実績
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害者自立支援審査システムの審査結果や指導監査等の結果共有を図り質の向上を図る	自立支援給付費請求審査が国保連審査に頼っているため、目標の達成に向け、審査プログラム導入を実施

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)
		計画	実績	計画	実績	計画
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	5人	1人	5人	2人	5人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の年間共有回数	回/年	1回	0回	1回	0回	1回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の年間共有回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 障害児福祉計画の実施状況

① 児童発達支援センターの整備

障がい児支援の拠点施設として、児童発達支援センターでは、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児外来療育事業などを実施しています。法改正による児童発達支援センターの機能強化により、地域の支援機関に対する助言指導や、ネットワークの構築など、支援体制の充実にに向けた取組を進めます。

■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
児童発達支援センター	1か所	1か所

② 保育所等訪問支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所において、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めています。

■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
保育所等訪問支援の充実	1か所	6か所

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

重症心身障がい児を支援するための事業所の確保に向けて取り組んでおり、目標数を上回っています。

■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	4か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	4か所

④ 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るため、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児童の生活実態とニーズの把握を進めています。

■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	設置済

⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

医療的ケア児を支援するため、コーディネーター配置に向けた調整を進めています。

■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 1名 医療関係 2名

3 市民の意識

(1) 市民アンケート調査の主な結果

計画の策定に向けて、市内の障がいのある人の状況やニーズの把握を目的に実施しました。

■調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

調査対象	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和5年(2023年)11～12月
回収状況	配布数 1,442件／有効回答数 677件／有効回答率 46.9%
回答者の主な属性	<u>回答者</u> 本人 63.8%、家族 33.8% (0～17歳87.1% 知的障がい76.1%)、その他 0.1% <u>年 齢</u> 0～17歳 19.5%、18～39歳 18.5%、40～64歳 36.5%、65歳以上 25.3% <u>障害者手帳の所持状況等</u> 身体障害者手帳 52.1%、療育手帳 30.9%、精神障害者保健福祉手帳 29.8%、自立支援医療（精神通院）14.8%、難病 5.8%、発達障がい 8.0%、サービス受給者証を所持 15.0% <u>障がい支援区分認定</u> 18歳以上：受けている 26.7%、受けていない 56.9% <u>医療的ケア</u> 受けている 14.6% ※無回答の表記は割愛

◆アンケート調査結果の見方◆

※回収を締め切り、集計処理を行った後に返送された18歳以上3件、18歳未満1件については集計結果に含んでいません。

※グラフ中に表記しているアンケート調査結果における各設問の母数n (Number of caseの略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%となります。

※年齢構成別で集計したグラフには、年齢が無回答のものは含まれていません。

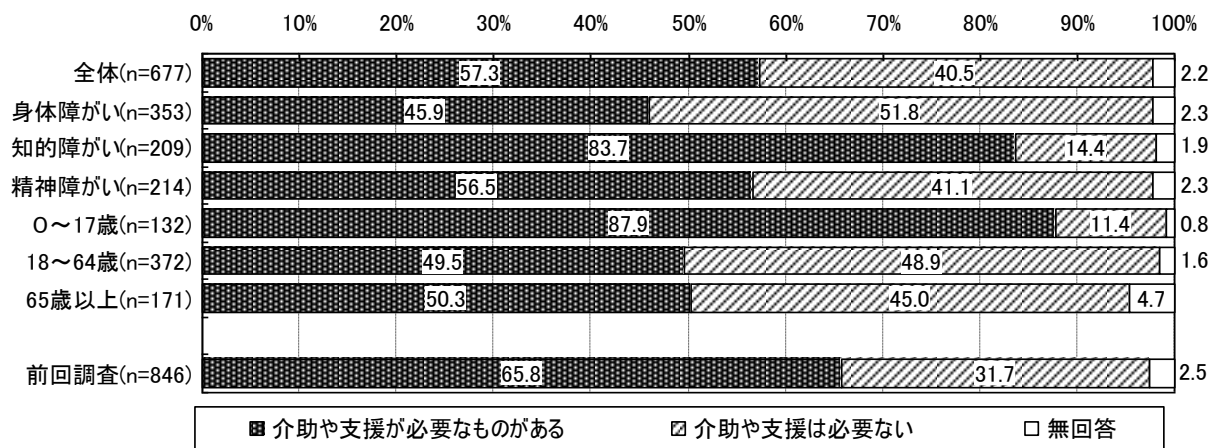
※障がい種別による集計については、重複障がいのある人に関して各障がい種別で有効回答者数を示しているため、合計すると調査全体の有効回答者数を超えます。

① 介助や支援が必要な状況について

【介助や支援の必要度】

・何らかの介助や支援が必要なものがある人は57.3%（0～17歳は87.9%、知的障がい者は83.7%）となっています。また、介助や支援が必要な内容は、通院、買い物、外出、掃除・洗濯、お金の管理の順で多くなっています。

◆日ごろ生活するなかで、何らかの介助や支援（指示、声かけ、促しなども含みます）が必要です。



◆どのようなときに介助や支援が必要ですか。

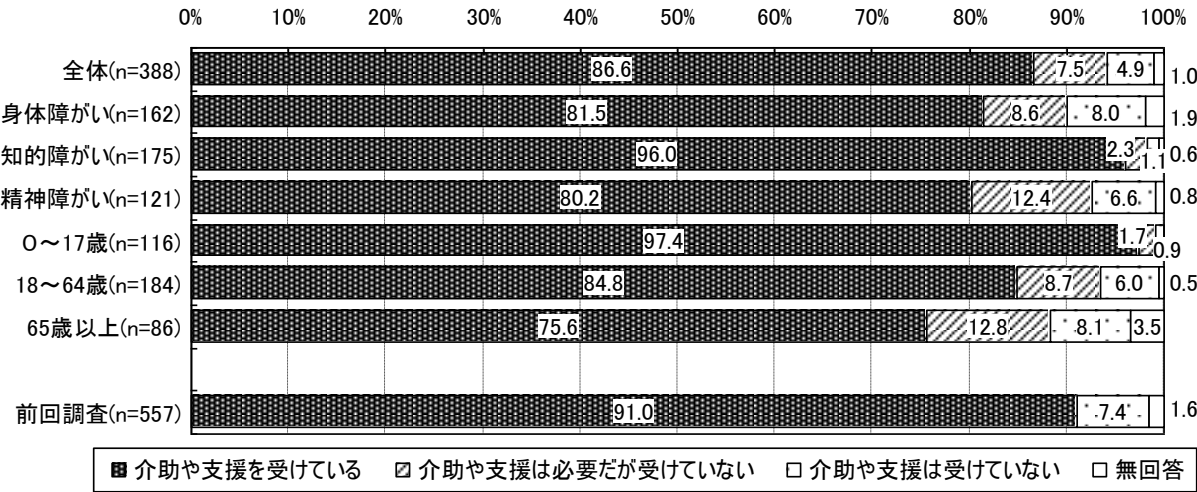
単位：%	全体 (n=388)	身体障がい (n=162)	知的障がい (n=175)	精神障がい (n=121)	0～17歳 (n=116)	18～64歳 (n=184)	65歳以上 (n=86)
通院	63.4	63.6	73.7	52.1	74.1	59.8	57.0
買い物	61.1	64.8	68.6	45.5	68.1	56.0	62.8
外出	56.2	57.4	69.1	40.5	69.8	51.6	46.5
掃除・洗濯	54.9	54.3	69.1	36.4	65.5	50.0	51.2
お金の管理	53.1	34.0	82.9	38.8	74.1	51.1	29.1
薬の管理	47.2	32.1	70.9	34.7	72.4	41.3	25.6
読み書き	40.7	34.6	66.3	18.2	65.5	30.4	30.2
入浴	39.7	39.5	54.3	27.3	59.5	29.9	32.6
家族以外の人との意思疎通	38.9	27.8	62.3	26.4	60.3	34.2	20.9
身だしなみ	37.4	25.9	61.1	24.8	60.3	32.6	16.3
食事	27.8	29.6	38.9	22.3	35.3	25.5	22.1
トイレ	27.1	27.8	42.3	13.2	43.1	19.6	19.8
衣服の着脱	26.0	29.6	37.7	15.7	37.9	20.1	20.9
家の中の移動	10.6	18.5	14.3	7.4	12.1	9.2	10.5
その他	11.3	16.0	5.7	14.9	4.3	13.6	16.3
無回答	2.3	2.5	1.7	2.5	1.7	2.2	3.5

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

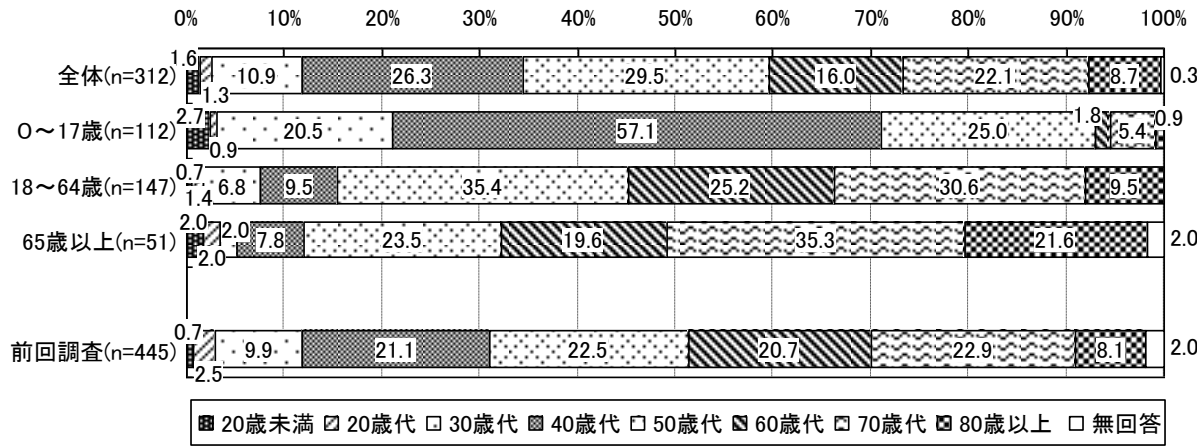
【主な介助者】

- ・ 何らかの介助や支援が必要なものがある人のうち、86.6%が家族等による介助や支援を受けています。
- ・ 介助者の年齢は、50歳代、40歳代、70歳代の順で多く、60歳以上の割合は46.8%となっています。

◆現在ご家族などの介助や支援を受けていますか。



◆特に中心となって介助・支援してくれる人の年齢について教えてください。

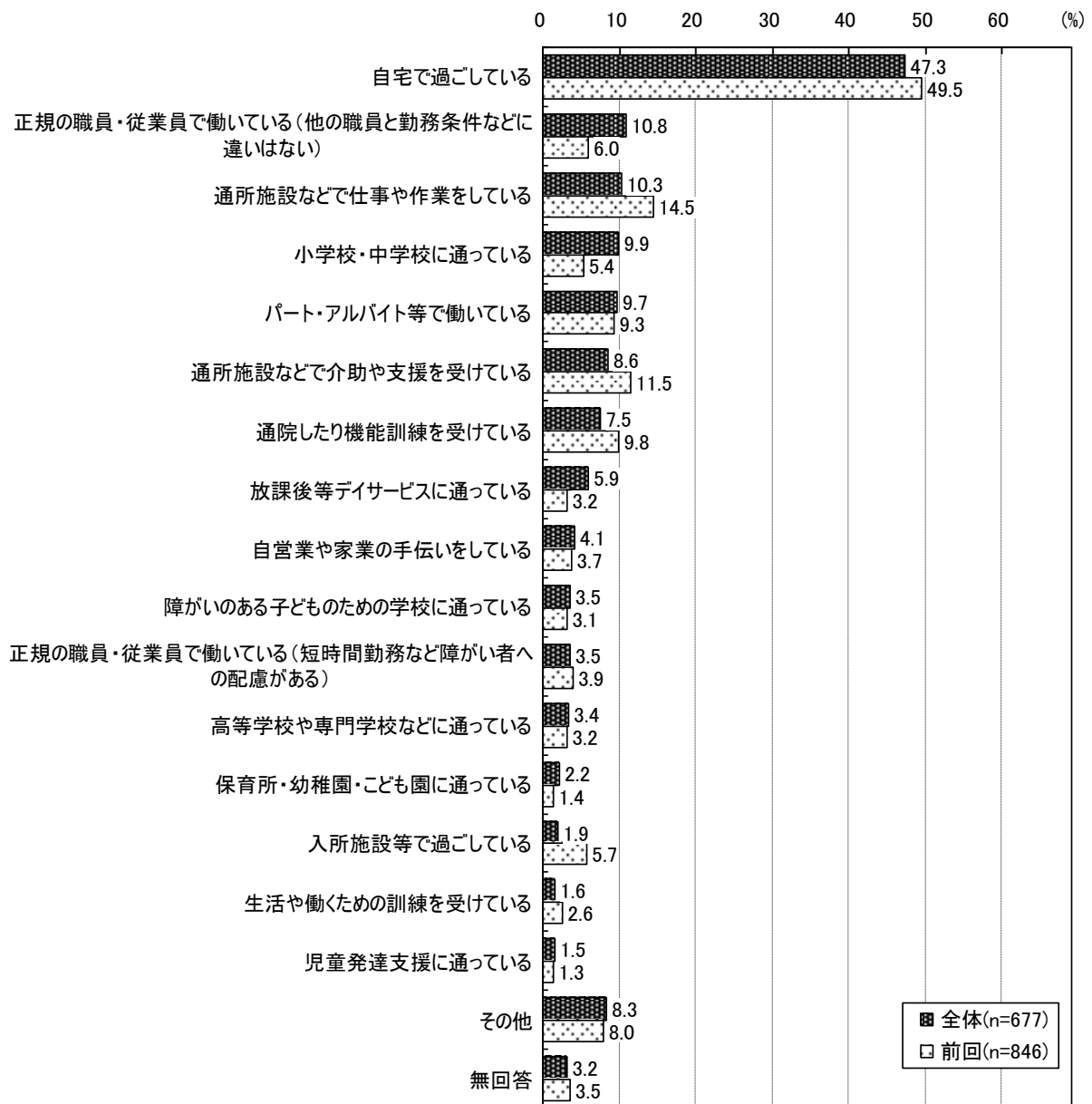


② 日中の活動や社会参加について

【昼間の時間の過ごし方】

・「自宅で過ごしている」が47.3%と最も多く、65歳以上では70.2%を占めるほか、障がい種別ごとにみると、身体障がいでは55.5%、精神障がいでは48.1%となっています。これに次いで「正規の職員・従業員で働いている（他の職員と勤務条件などに違いはない）」が10.8%、「通所施設などで仕事や作業をしている」が10.3%、「小学校・中学校に通っている」が9.9%、「パート・アルバイト等で働いている」が9.7%、「通所施設などで介助や支援を受けている」が8.6%などとなっています。

◆日ごろ昼間の時間はどのように過ごしていますか。



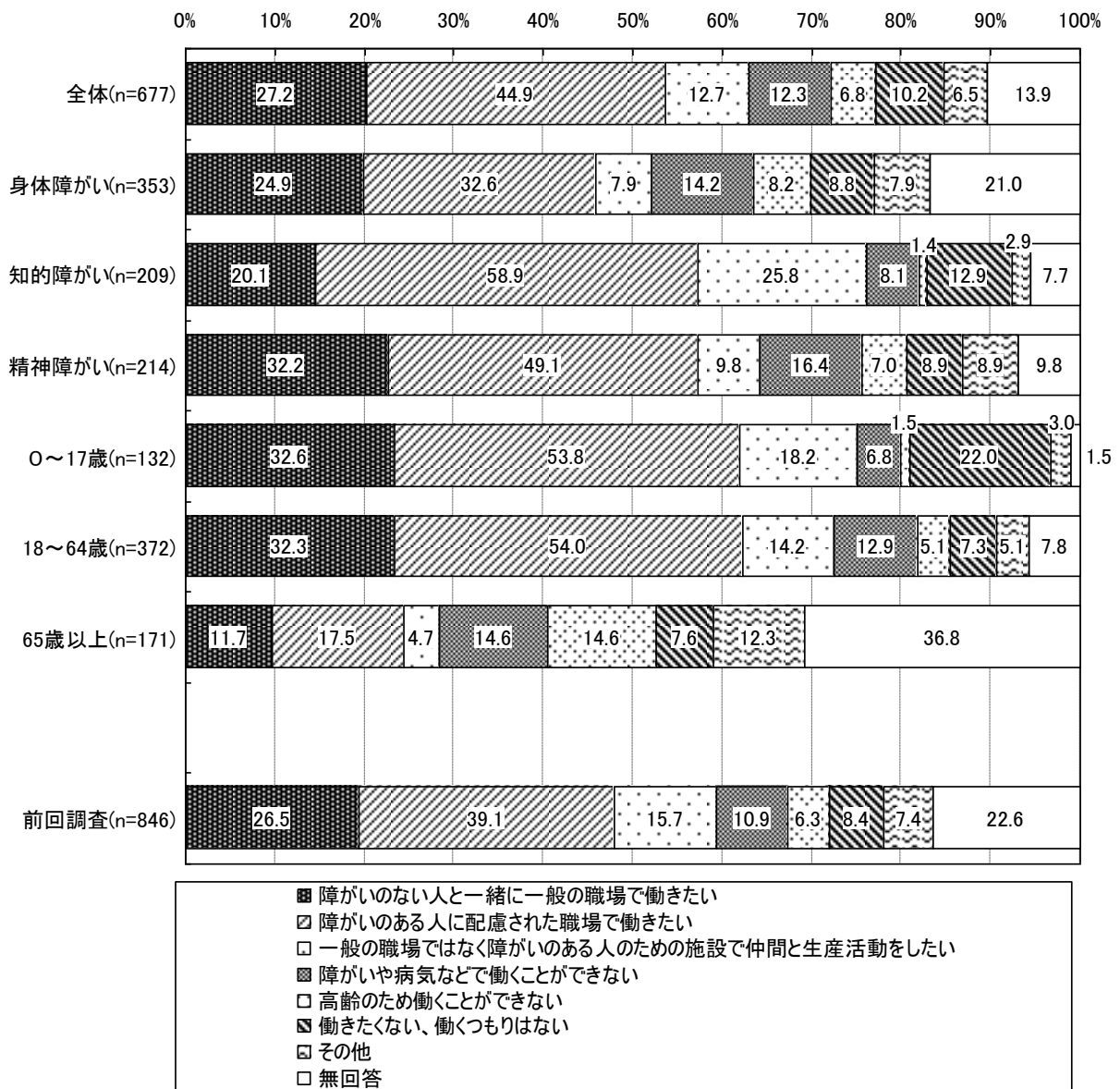
単位：％	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
自宅で過ごしている	47.3	55.5	25.8	48.1	26.5	43.8	70.2
正規の職員・従業員で働いている（他の職員と勤務条件などに違いはない）	10.8	15.0	3.8	8.9	0.8	18.3	2.3
通所施設などで仕事や作業をしている	10.3	4.5	22.5	10.3	0.8	17.5	2.3
小学校・中学校に通っている	9.9	2.3	22.5	7.9	48.5	0.8	0.0
パート・アルバイト等で働いている	9.7	8.2	9.6	12.6	1.5	15.3	3.5
通所施設などで介助や支援を受けている	8.6	8.5	17.7	7.0	0.8	11.3	8.8
通院したり機能訓練を受けている	7.5	12.5	2.4	6.1	1.5	7.0	13.5
放課後等デイサービスに通っている	5.9	2.3	13.9	4.2	24.2	1.1	2.3
自営業や家業の手伝いをしている	4.1	5.4	1.9	3.7	0.0	4.3	6.4
障がいのある子どものための学校に通っている	3.5	1.1	11.0	0.9	17.4	0.3	0.0
正規の職員・従業員で働いている（短時間勤務など障がい者への配慮がある）	3.5	3.7	3.8	2.8	0.0	6.5	0.0
高等学校や専門学校などに通っている	3.4	1.4	5.7	4.2	13.6	1.3	0.0
保育所・幼稚園・こども園に通っている	2.2	1.1	5.7	0.5	10.6	0.0	0.6
入所施設等で過ごしている	1.9	2.3	2.9	1.9	0.0	1.9	2.9
生活や働くための訓練を受けている	1.6	1.7	3.8	1.9	0.0	3.0	0.0
児童発達支援に通っている	1.5	0.8	3.8	0.5	7.6	0.0	0.0
その他	8.3	11.3	3.8	12.1	1.5	6.7	17.0
無回答	3.2	4.2	0.5	4.2	1.5	2.2	7.0

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

【働くことについての考え方】

- ・「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」が44.9%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が27.2%、「一般の職場ではなく障がいのある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が12.7%、「障がいや病気などで働くことができない」が12.3%の順となっています。

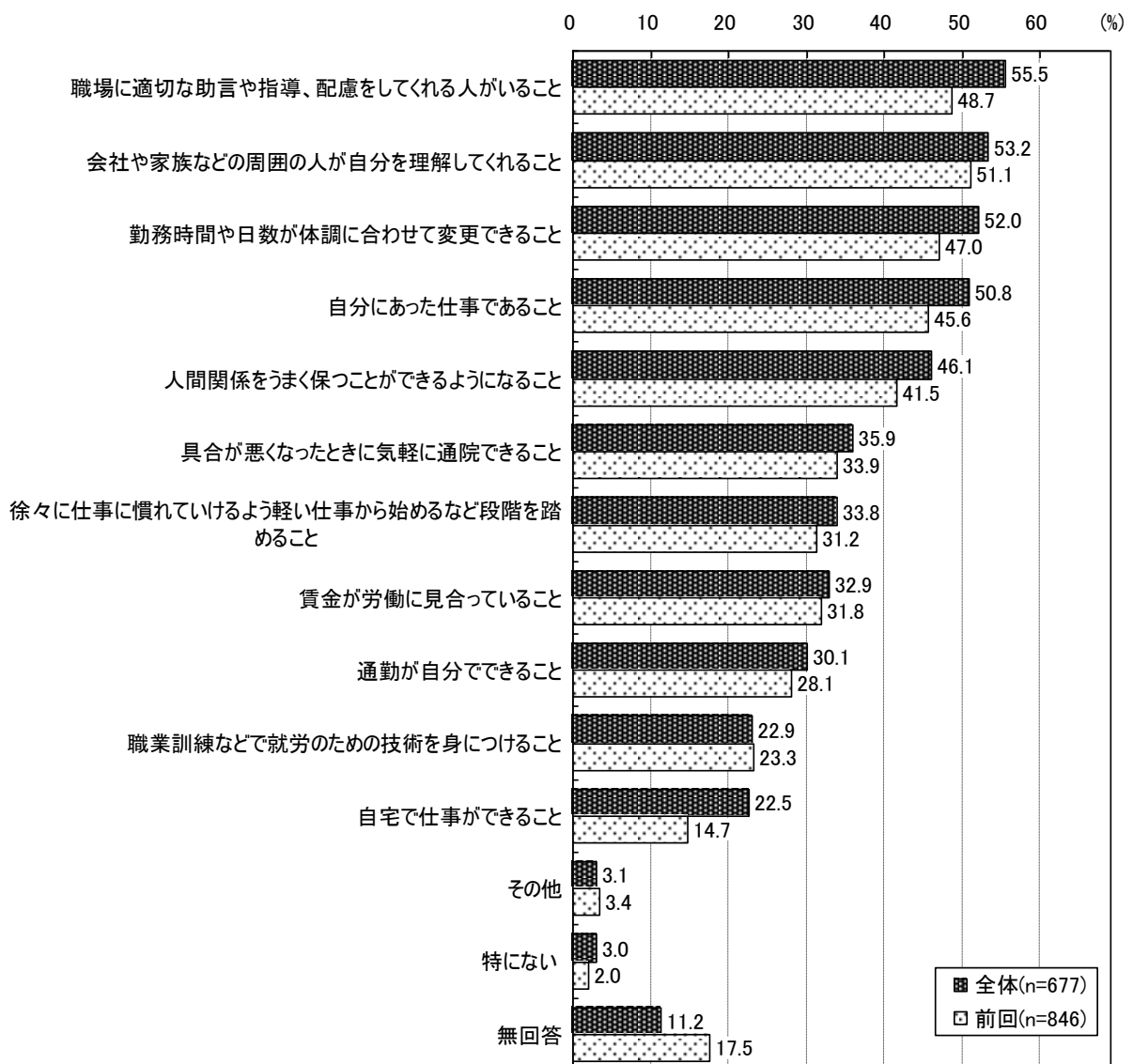
◆将来、どのような暮らしをしてみたいと思いますか。



【障がいのある人が働くにあたって必要なこと】

- ・「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」が55.5%と最も多く、次いで「会社や家族などの周囲の人が自分を理解してくれること」が53.2%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が52.0%、「自分にあった仕事であること」が50.8%、「人間関係をうまく保つことができるようになること」が46.1%などとなっています。

◆あなたは、障がいのある人が働くにあたって、どのようなことが必要だと思いますか。



第2章 池田市における現状と課題

単位：％	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
職場に適切な助言や指導、配慮してくれる人がいること	55.5	45.3	72.2	56.1	74.2	57.8	36.8
会社や家族などの周囲の人が自分を理解してくれること	53.2	43.6	66.0	54.2	70.5	56.2	33.3
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	52.0	48.7	48.3	57.0	56.1	57.5	36.8
自分にあった仕事であること	50.8	39.7	60.8	54.7	65.2	53.5	34.5
人間関係をうまく保つことができるようになること	46.1	34.6	52.6	55.1	53.0	49.2	33.9
具合が悪くなったときに気軽に通院できること	35.9	36.5	27.8	41.1	31.8	39.8	30.4
徐々に仕事に慣れていけるよう軽い仕事から始めるなど段階を踏めること	33.8	22.1	45.0	39.7	43.9	35.5	22.2
賃金が労働に見合っていること	32.9	24.6	34.4	40.2	44.7	34.1	21.1
通勤が自分でできること	30.1	23.5	38.3	31.3	39.4	32.8	17.0
職業訓練などで就労のための技術を身につけること	22.9	17.0	30.1	25.2	34.1	20.7	18.7
自宅で仕事ができること	22.5	26.1	14.8	21.0	28.0	22.3	17.5
その他	3.1	2.8	2.4	5.1	3.8	2.2	4.7
特にない	3.0	3.7	2.4	2.8	0.8	2.7	5.3
無回答	11.2	17.0	5.7	9.8	2.3	8.1	25.1

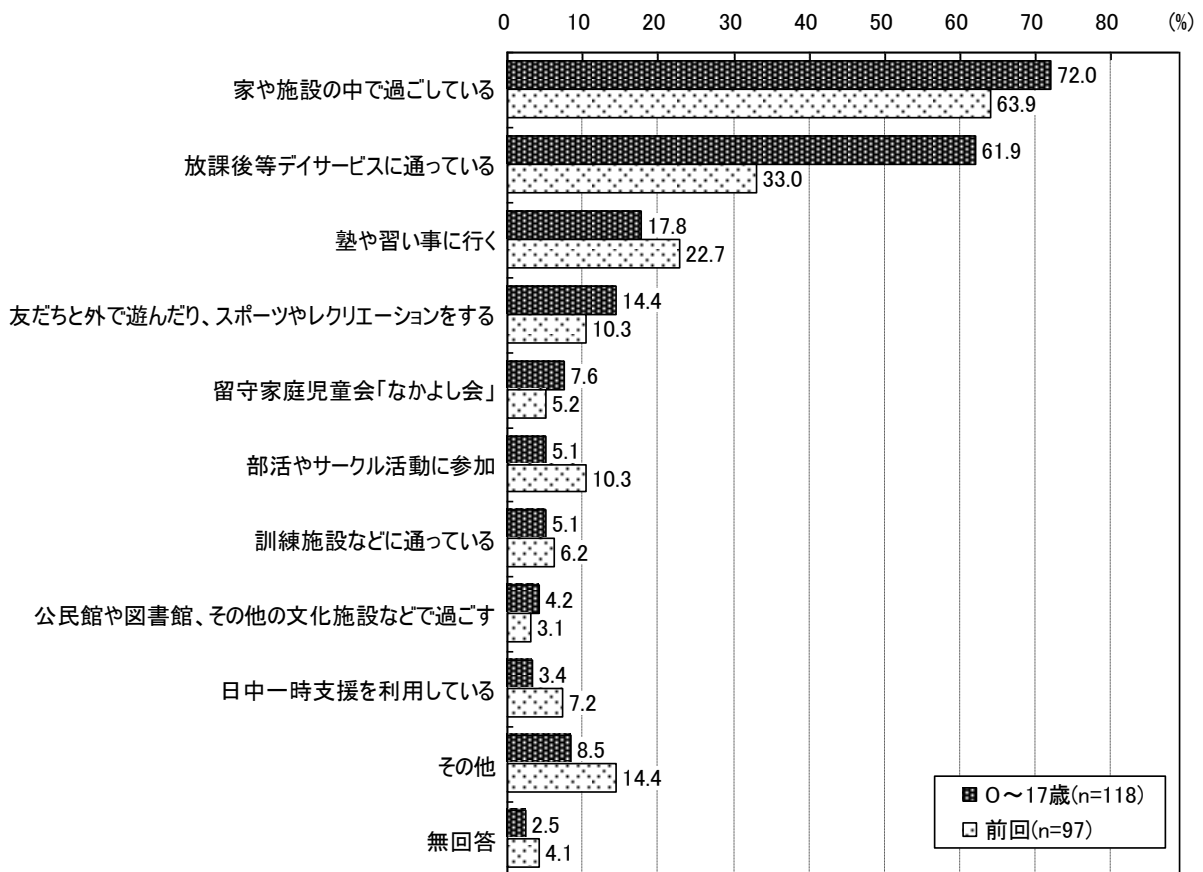
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

③ 療育・保育・教育に関する状況と意識（18歳未満の人）

【放課後や休みの日の過ごし方】

- ・「家や施設の中で過ごしている」が72.0%、「放課後等デイサービスに通っている」が61.9%、「塾や習い事に行く」が17.8%、「友だちと外で遊んだり、スポーツやレクリエーションをする」が14.4%の順となっています。
- ・前回調査の結果と比べると、「放課後等デイサービスに通っている」が倍近く増えています。

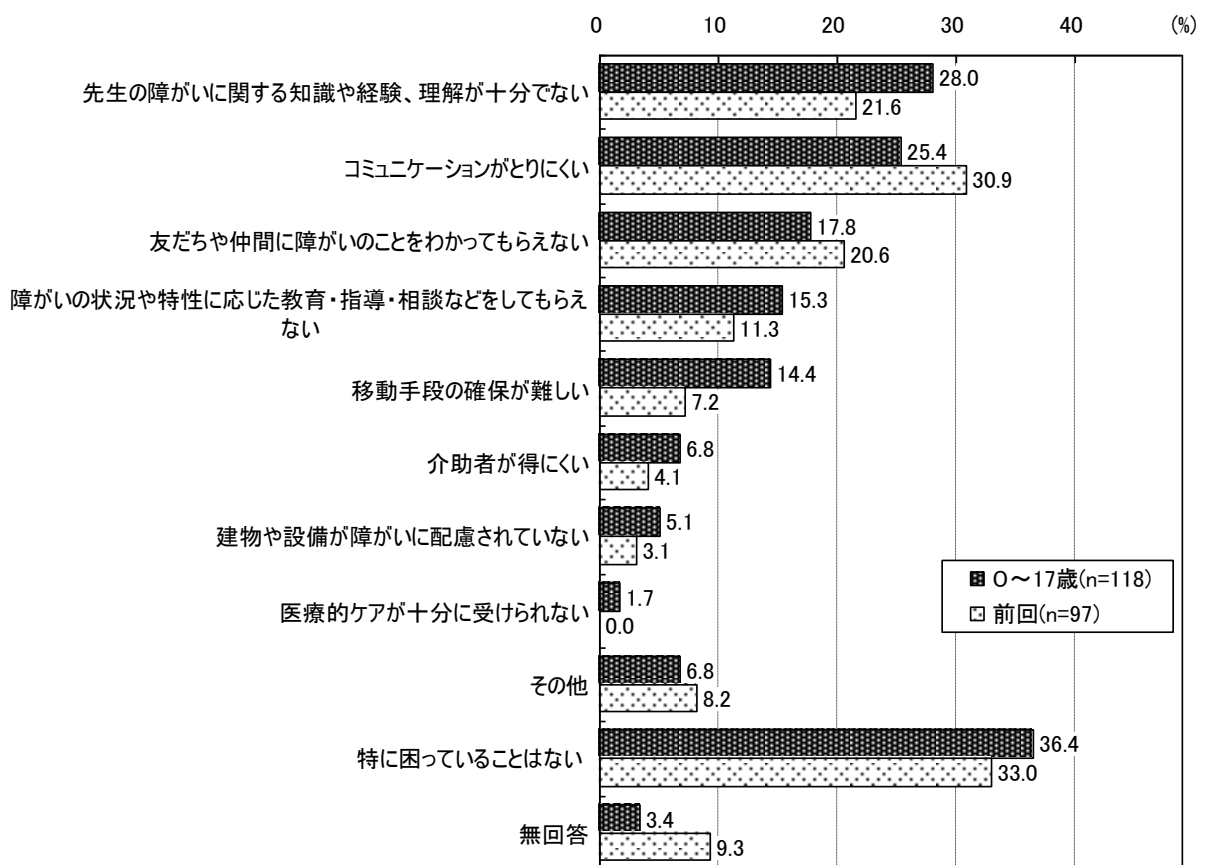
◆保育所・幼稚園・こども園、学校に通っている人におうかがいします。学校などの放課後や休みの日などは、どのように過ごしていますか。



【学校や通所支援などで困っていること】

- ・「特に困っていることはない」と無回答を除いて、学校や通所支援などで何らかの困りごとがある人は60.2%で、内容別には「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない」が28.0%、「コミュニケーションがとりにくい」が25.4%、「友だちや仲間に障がいのことをわかってもらえない」が17.8%、「障がいの状況や特性に応じた教育・指導・相談などをしてもらえない」が15.3%などとなっています。

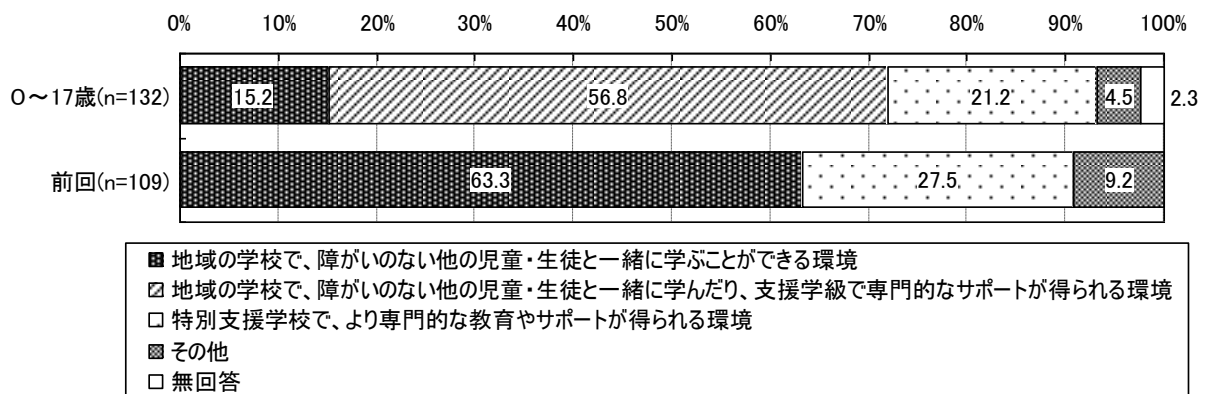
◆学校や通所支援などで困っていることがありますか。



【障がいのある子どもが学ぶ環境として望ましいと思うもの】

- ・「地域の学校で、障がいのない他の児童・生徒と一緒に学んだり、支援学級で専門的なサポートが得られる環境」が56.8%、「特別支援学校で、より専門的な教育やサポートが得られる環境」が21.2%、「地域の学校で、障がいのない他の児童・生徒と一緒に学ぶことができる環境」が15.2%となっています。

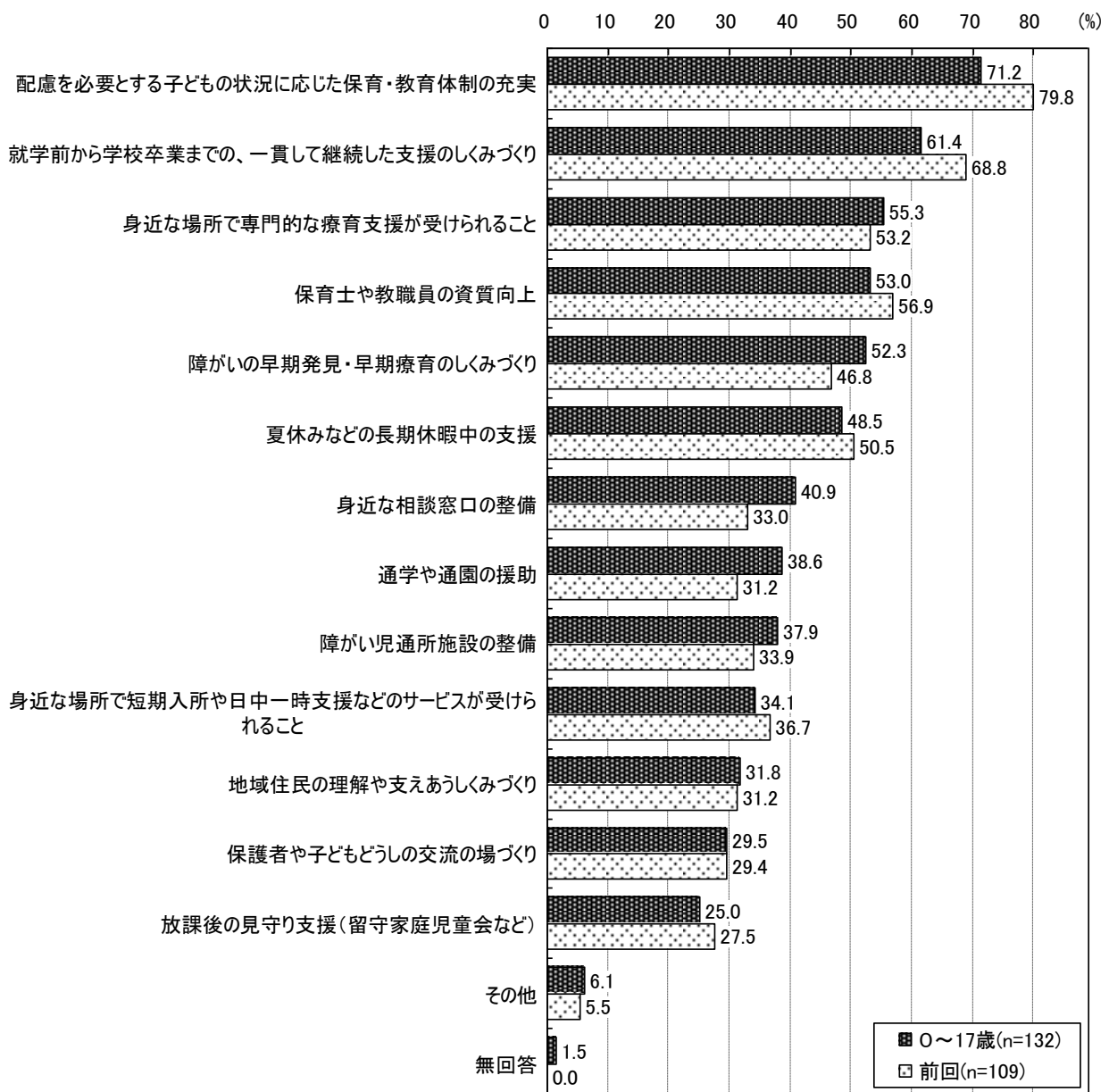
◆障がいのある子どもが学ぶ環境として、あなたが望ましいと思うものは、次のどれですか。



【障がい児施策・サービス等で特に充実が必要と思うもの】

・「配慮を必要とする子どもの状況に応じた保育・教育体制の充実」が71.2%と最も多く、次いで「就学前から学校卒業までの、一貫して継続した支援のしくみづくり」が61.4%、「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」が55.3%、「保育士や教職員の資質向上」が53.0%、「障がいの早期発見・早期療育のしくみづくり」が52.3%、「夏休みなどの長期休暇中の支援」が48.5%などとなっています。

◆障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。

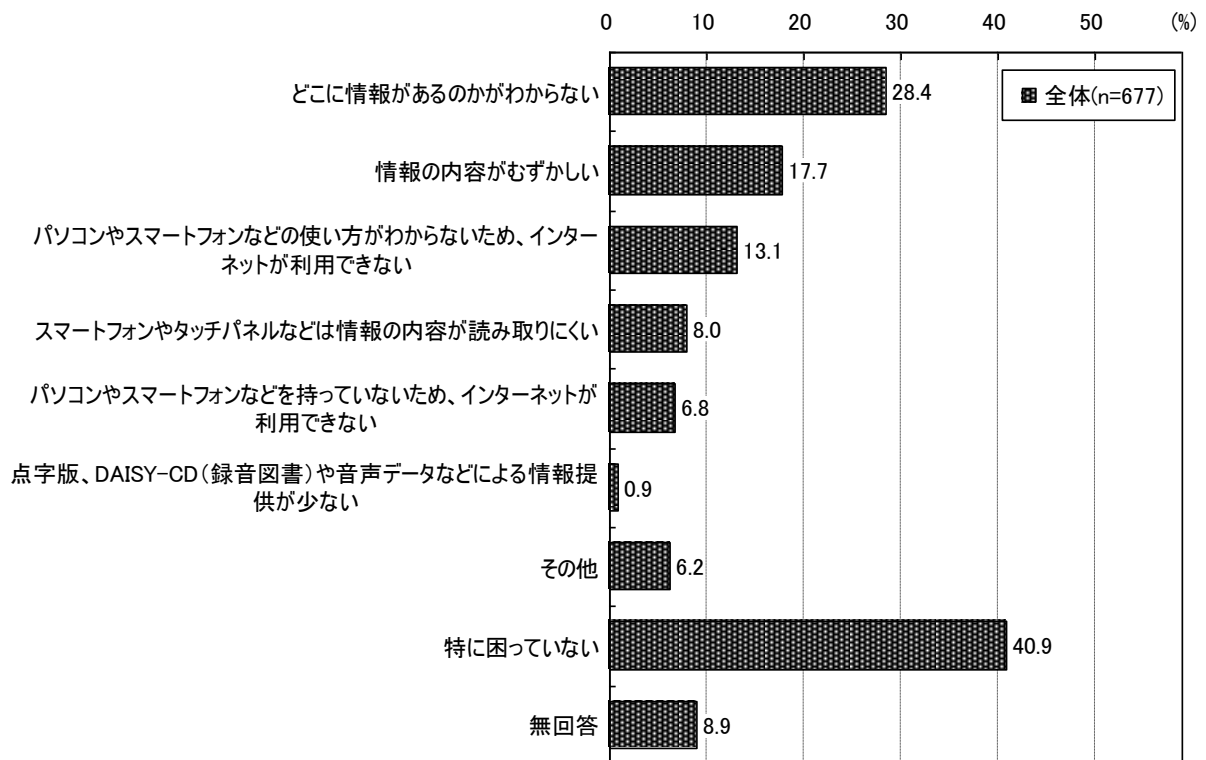


④ 情報の入手や相談の状況

【情報の入手について困っていること】

- ・「特に困っていない」と無回答を除いて、何らかの内容で困っていることがある人は、50.2%となっています。内容別には、「どこに情報があるのかわからない」「情報の内容がむずかしい」の順で多くなっています。

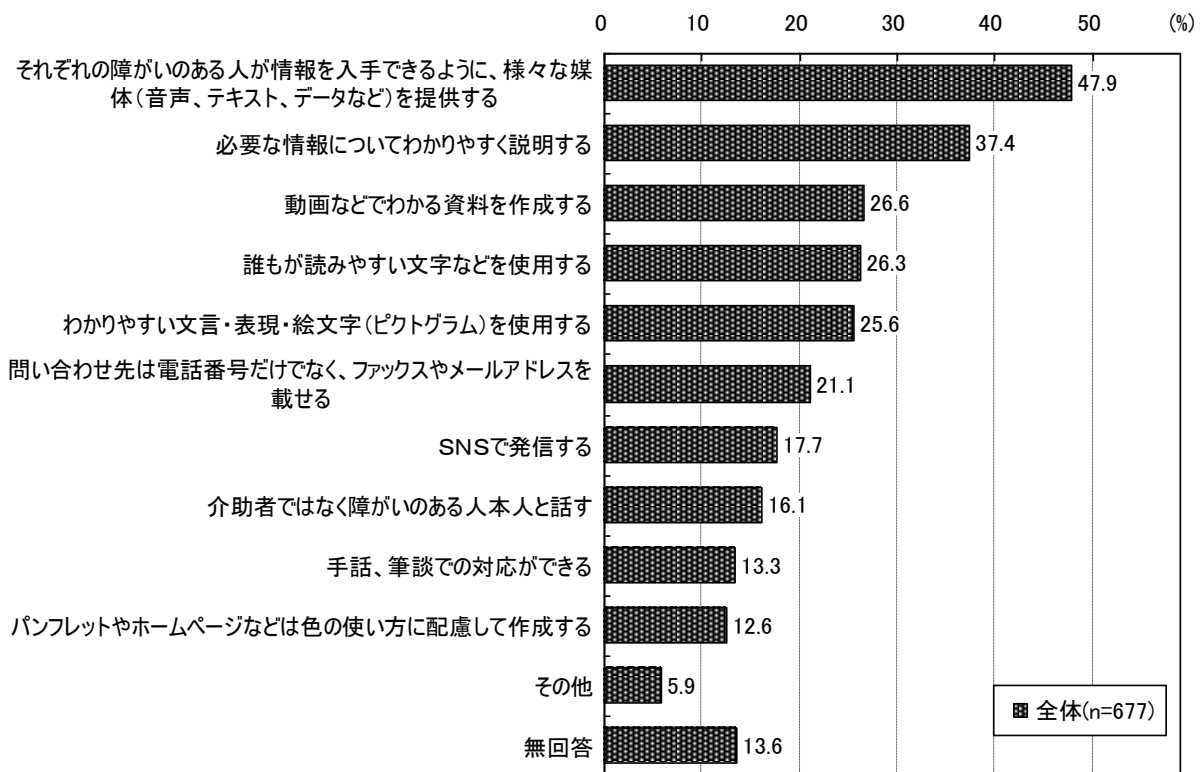
◆生活に必要な情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。



【情報入手、コミュニケーションをとる上で必要な配慮】

- ・「それぞれの障がいのある人が情報を入手できるように、様々な媒体を提供する」が47.9%、「必要な情報についてわかりやすく説明する」が37.4%、「動画などでわかる資料を作成する」が26.6%、「誰もが読みやすい文字などを使用する」が26.3%などとなっています。

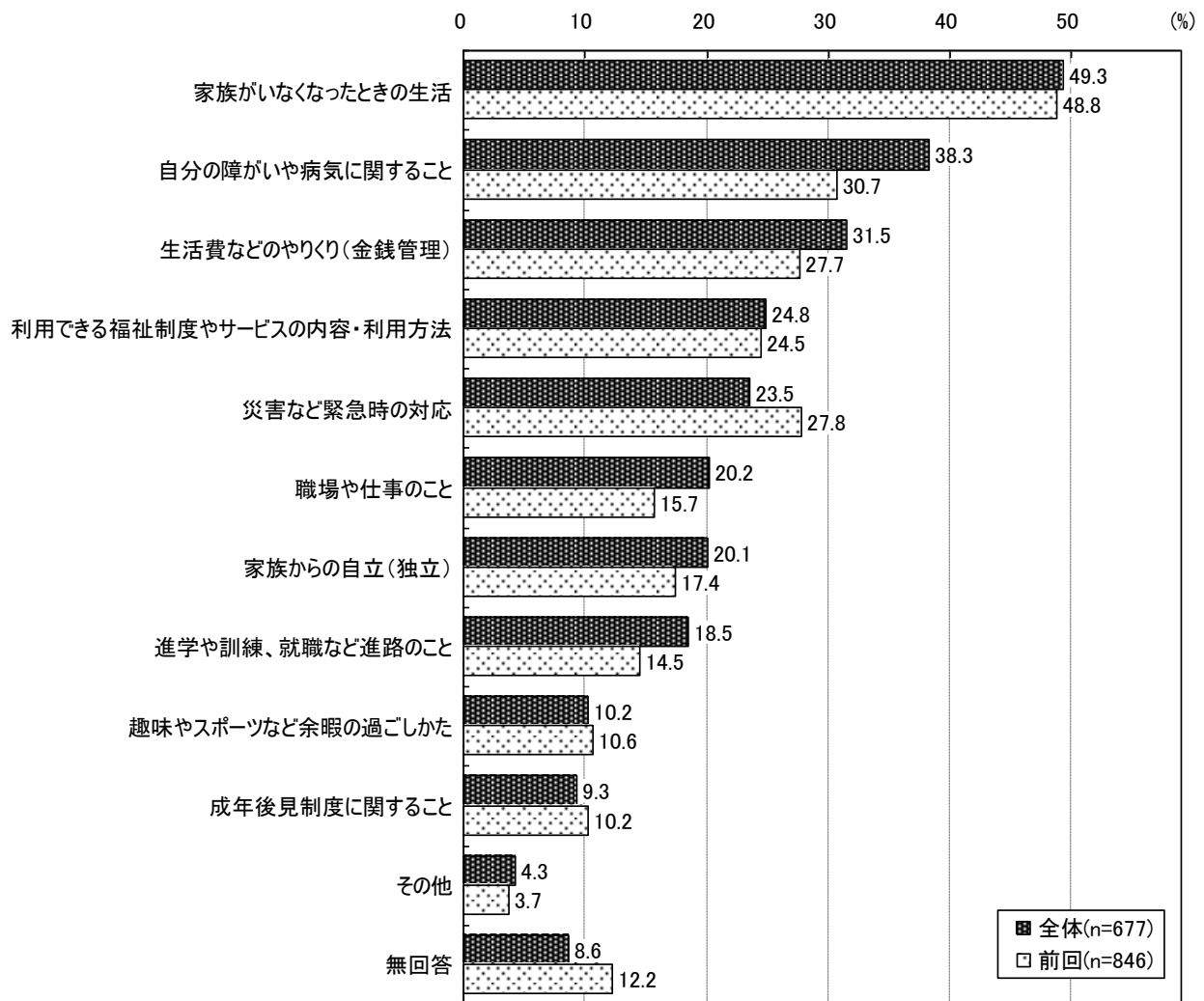
◆障がいのある人が情報を入手したり、コミュニケーションをとるうえでどのような配慮が必要だと思いますか。



【今、気にかかっていること】

- ・「家族がいなくなったときの生活」が49.3%と最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が38.3%、「生活費などのやりくり（金銭管理）」が31.5%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が24.8%、「災害など緊急時の対応」が23.5%などとなっています。

◆今、気にかかっていることはどのようなことですか。



第2章 池田市における現状と課題

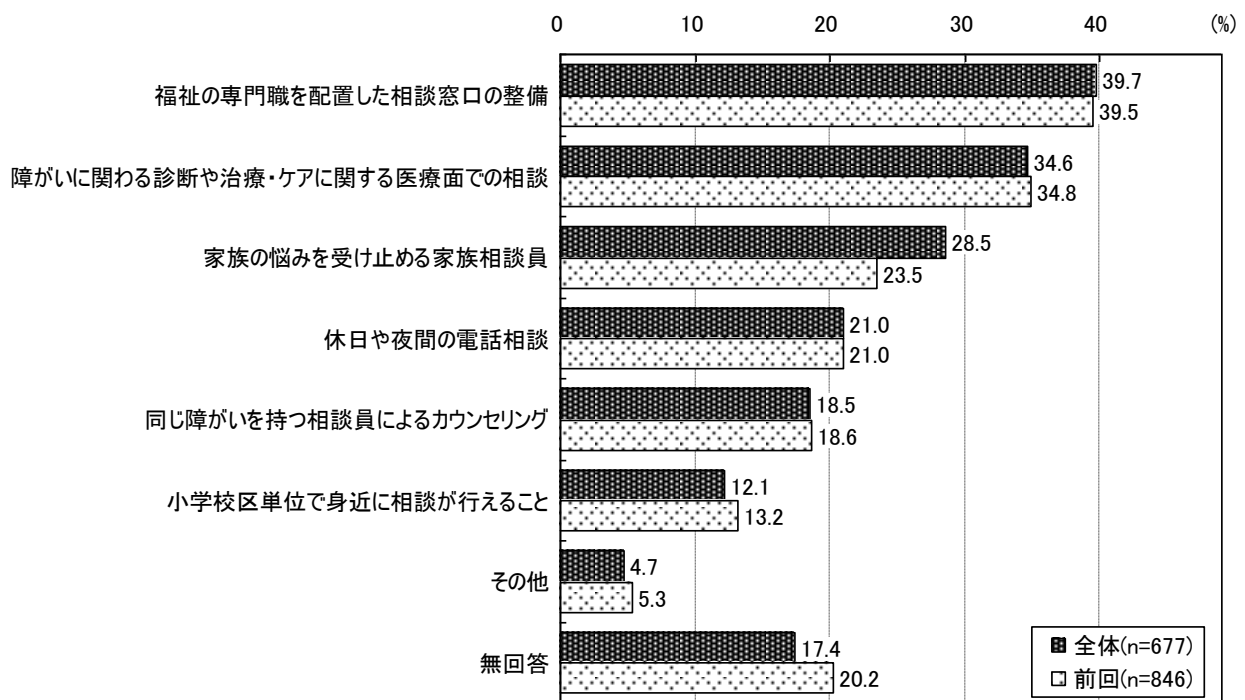
単位：％	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
家族がいなくなったときの生活	49.3	40.2	68.9	50.0	56.8	52.4	36.3
自分の障がいや病気に関する こと	38.3	39.4	23.0	50.0	34.1	40.9	35.7
生活費などのやりくり（金銭 管理）	31.5	22.1	28.7	45.8	28.8	38.4	18.1
利用できる福祉制度やサービ スの内容・利用方法	24.8	22.9	29.7	26.6	30.3	24.2	21.6
災害など緊急時の対応	23.5	28.9	19.6	20.1	14.4	23.1	31.6
職場や仕事のこと	20.2	17.0	21.5	24.3	15.9	29.6	2.9
家族からの自立（独立）	20.1	7.1	32.5	28.5	38.6	21.8	2.3
進学や訓練、就職など進路の こと	18.5	8.2	32.5	21.0	70.5	8.3	0.0
趣味やスポーツなど余暇の過 ごしかた	10.2	7.9	12.0	12.6	11.4	12.4	4.7
成年後見制度に関すること	9.3	5.9	20.6	6.5	17.4	8.6	4.7
その他	4.3	4.5	2.9	6.1	3.0	4.3	5.3
無回答	8.6	12.2	6.2	5.6	6.1	4.6	19.3

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

【今後の相談支援体制について望むこと】

- ・「福祉の専門職を配置した相談窓口の整備」が39.7%と最も多く、次いで「障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が34.6%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」が28.5%、「休日や夜間の電話相談」が21.0%となっています。

◆市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。



単位：％	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
福祉の専門職を配置した相談窓口の整備	39.7	34.8	46.9	43.0	43.9	41.9	32.2
障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談	34.6	32.6	36.4	35.5	43.2	32.5	32.2
家族の悩みを受け止める家族相談員	28.5	17.6	40.2	33.6	48.5	26.3	17.5
休日や夜間の電話相談	21.0	19.3	16.7	27.1	10.6	25.3	19.3
同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング	18.5	13.9	15.8	26.6	21.2	21.8	9.4
小学校区単位で身近に相談が行えること	12.1	5.1	22.0	13.1	31.1	8.9	4.7
その他	4.7	4.8	3.3	7.5	3.8	4.6	5.8
無回答	17.4	22.9	13.9	14.5	8.3	16.4	26.9

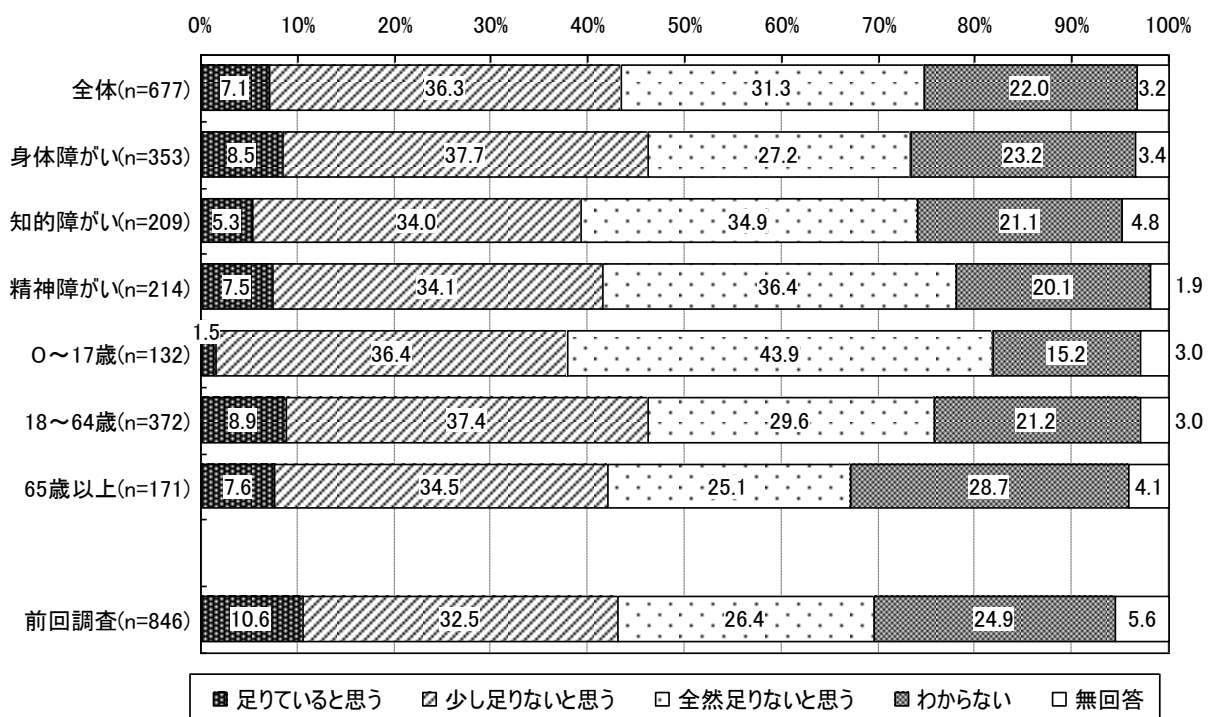
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

⑤ 障がいのある人の人権についての意識

【障がいのある人への対応や理解が足りているか】

- ・「足りていると思う」が7.1%、「少し足りないと思う」が36.3%、「全然足りないと思う」が31.3%となっており、6年前の前回調査と比べて対応や理解が足りないと感じる人が増えています。

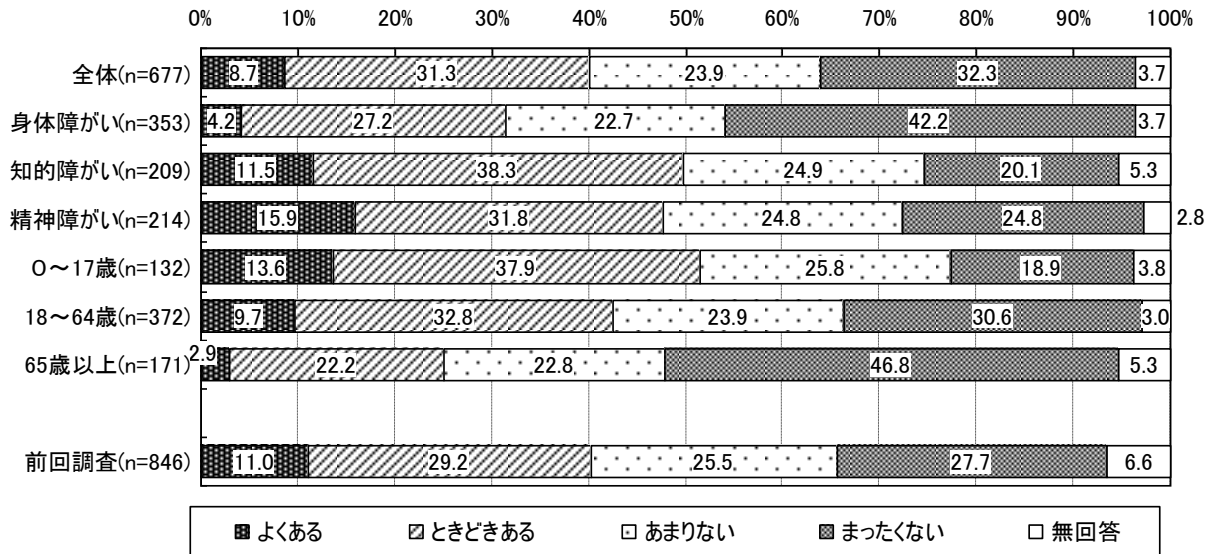
◆あなたは、普段の生活の中で、障がいのある人への対応や理解が足りていると思いますか。



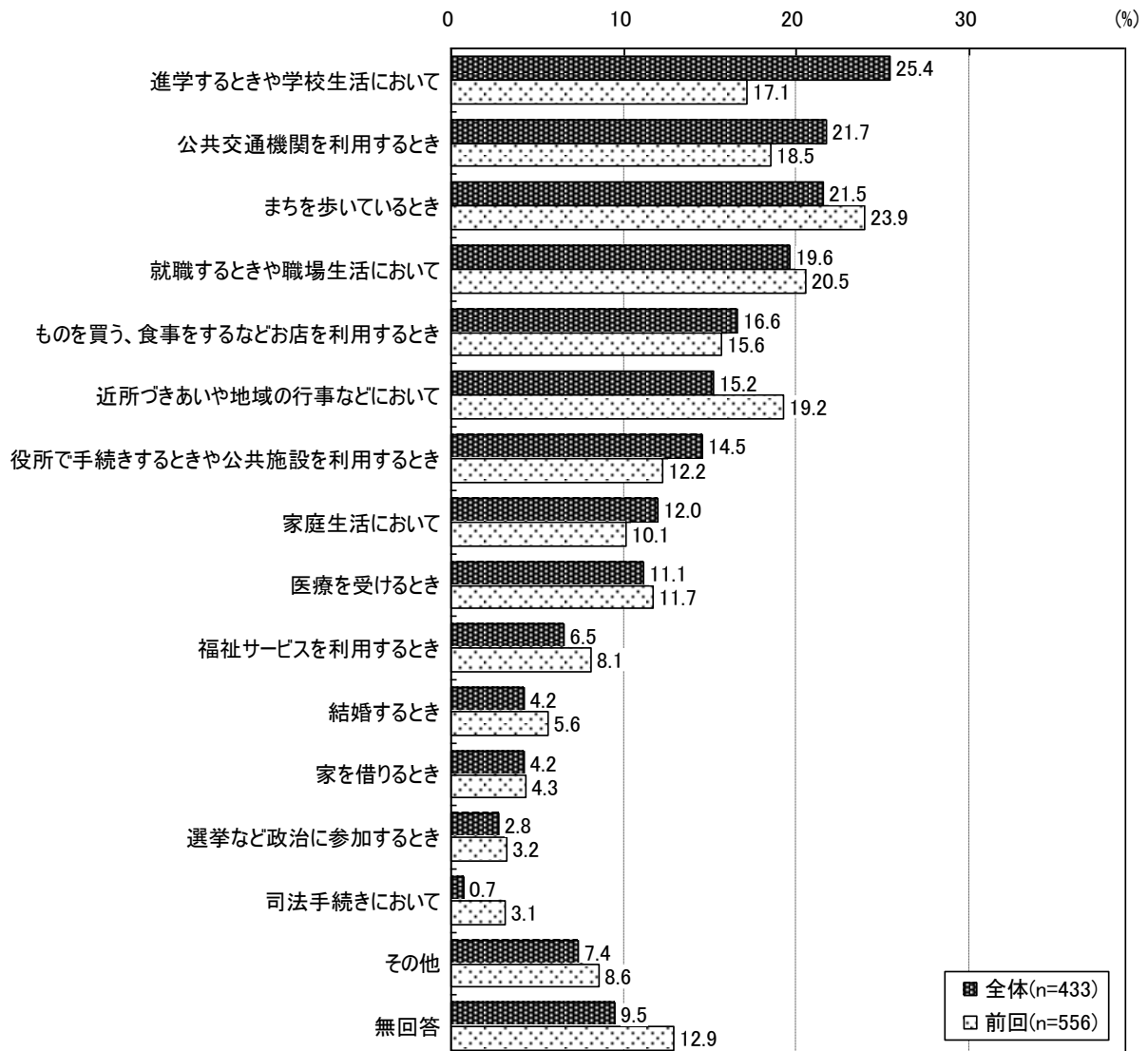
【障がいや特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたこと】

- ・差別を受けたり嫌な思いをした経験のある人は、「よくある」「ときどきある」「あまりない」という回答を合わせて63.9%となっています。
- ・差別を受けたり嫌な思いをした場面については、「進学するときや学校生活において」が25.4%と最も多く、次いで「公共交通機関を利用するとき」が21.7%、「まちを歩いているとき」が21.5%、「就職するときや職場生活において」が19.6%、「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」が16.6%などとなっています。

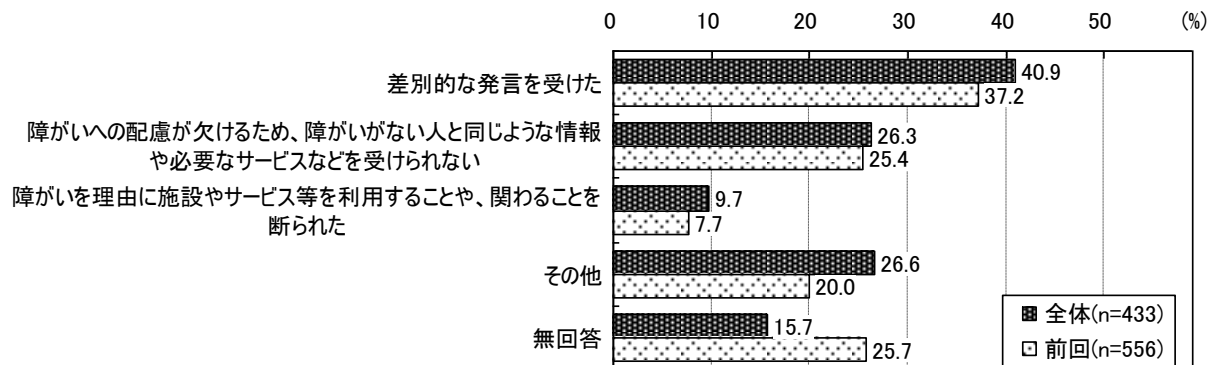
◆あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。



◆それは、どのような場面ですか。



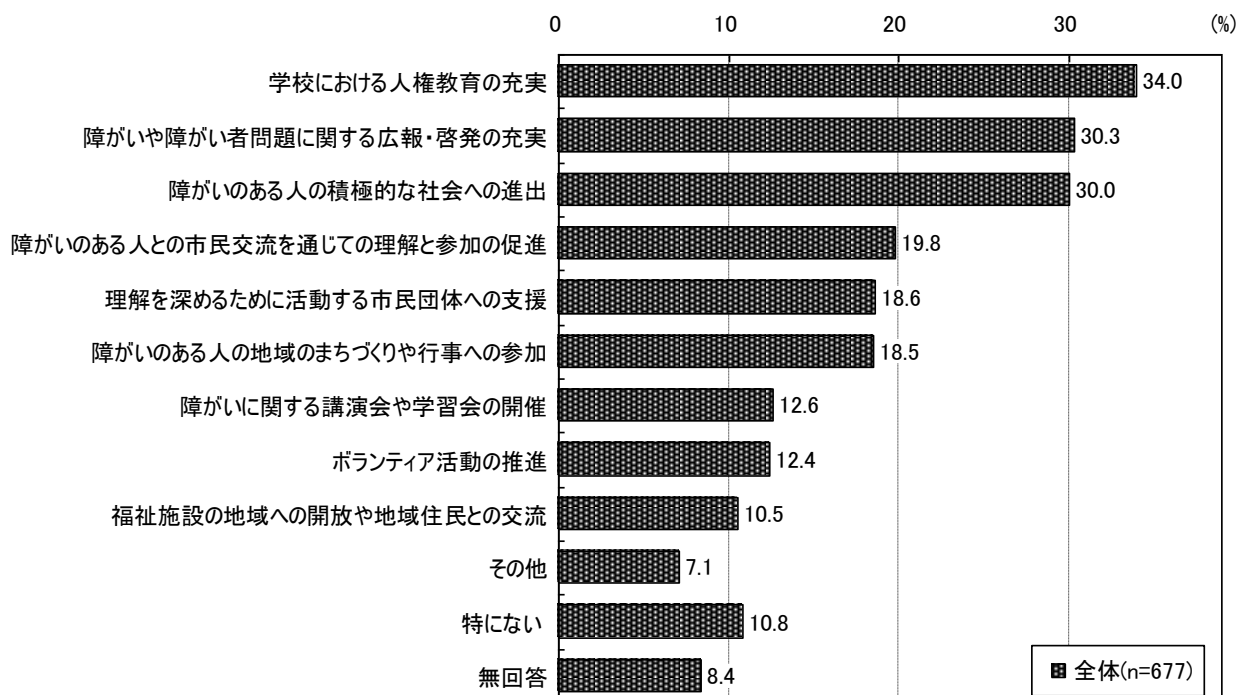
◆それは、どのような内容ですか。



【障がいのある人への理解を深めるため必要なこと】

- ・「学校における人権教育の充実」が34.0%と最も多く、次いで「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」が30.3%、「障がいのある人の積極的な社会への進出」が30.0%、「障がいのある人との市民交流を通じての理解と参加の促進」が19.8%の順となっています。

◆あなたは、障がいのある人への理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。



単位：％	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
学校における人権教育の充実	34.0	26.9	45.0	33.2	56.8	30.1	24.6
障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実	30.3	28.0	25.8	36.4	24.2	32.8	29.8
障がいのある人の積極的な社会への進出	30.0	25.2	32.1	35.0	37.9	32.0	18.7
障がいのある人との市民交流を通じての理解と参加の促進	19.8	17.8	22.5	20.6	18.9	23.4	12.3
理解を深めるために活動する市民団体への支援	18.6	17.3	19.6	20.6	17.4	20.4	15.8
障がいのある人の地域のまちづくりや行事への参加	18.5	18.4	23.0	15.9	15.9	20.4	16.4
障がいに関する講演会や学習会の開催	12.6	9.9	14.4	14.5	19.7	11.8	8.8
ボランティア活動の推進	12.4	13.3	13.4	12.6	6.1	13.2	15.2
福祉施設の地域への開放や地域住民との交流	10.5	8.2	16.3	6.1	13.6	9.9	9.4
その他	7.1	7.4	5.3	9.3	9.8	6.7	5.8
特になし	10.8	12.7	7.2	12.1	8.3	10.8	12.9
無回答	8.4	11.9	4.8	5.6	3.0	6.2	17.5

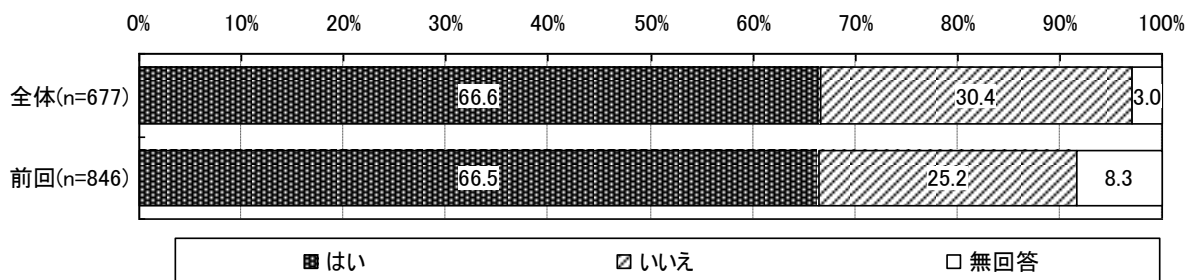
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

⑥ 災害時の対応

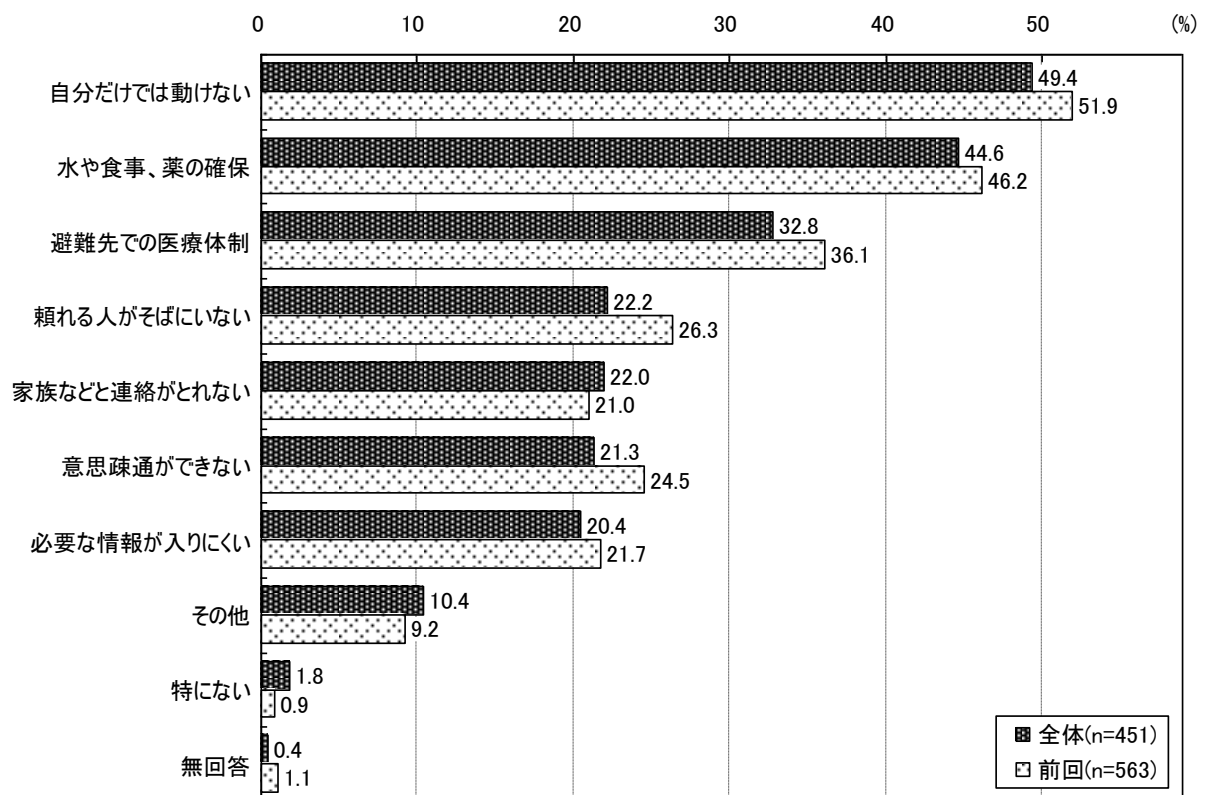
【緊急時に不安を感じること】

- ・ 災害や病気が急変したときなど、緊急時に不安を感じる人は66.6%で、その内容として「自分だけでは動けない」が49.4%、「水や食事、薬の確保」が44.6%、「避難先での医療体制」が32.8%などとなっています。

◆災害や病気が急変したときなど、緊急時に不安を感じることがありますか。



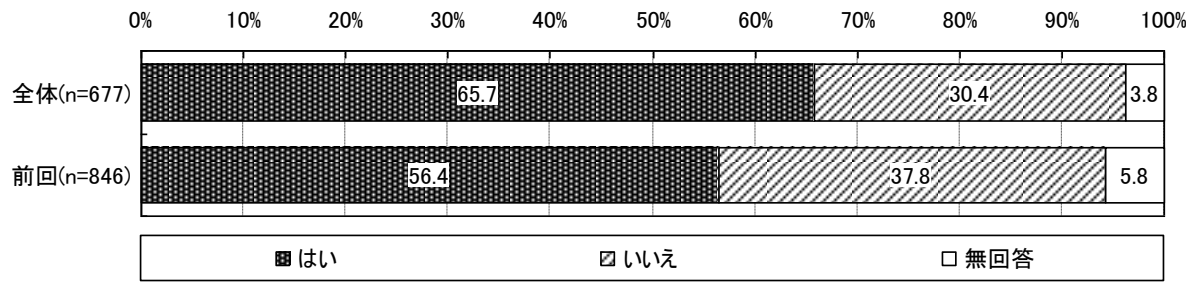
◆不安を感じる内容は何ですか。



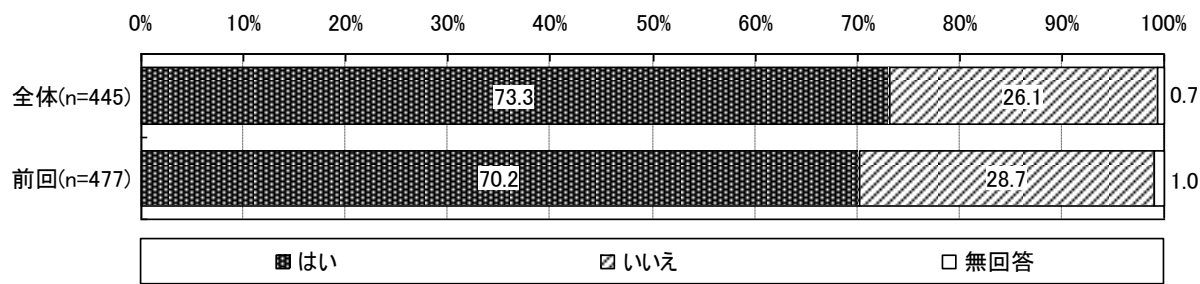
【災害時の避難場所について】

- ・ 災害時の避難場所を知っている人は65.7%で、このうち自分で移動することができる人は73.3%（全体の48.2%）となっています。

◆災害時の避難場所を知っていますか。



◆避難場所まで自分で移動することができますか。

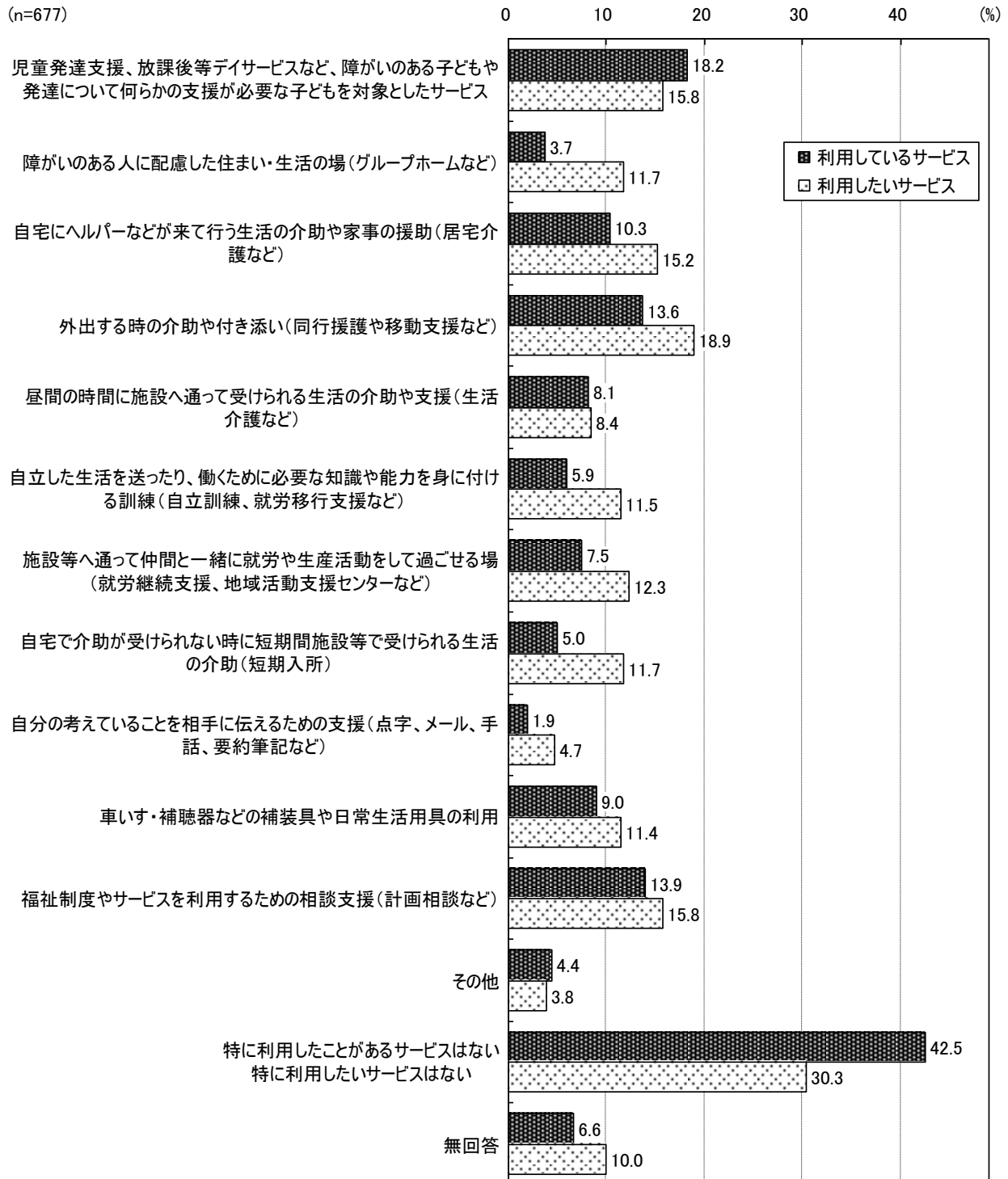


⑦ 福祉サービスに関する意識

【福祉サービスの利用状況と今後の意向】

◆この1年間に、障がいのある人や発達について何らかの支援を必要とする人のための福祉サービスを利用したことがありますか。

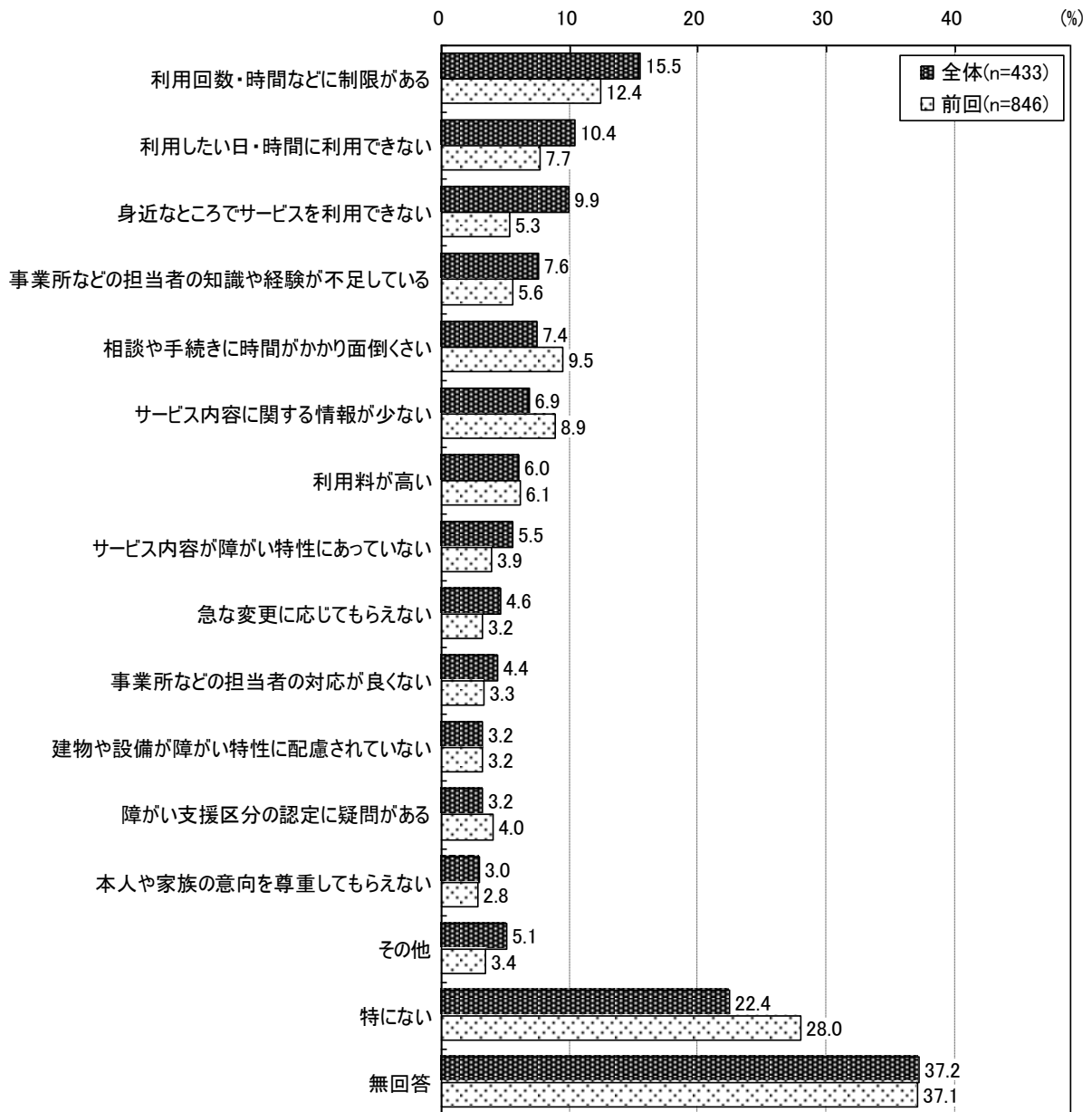
◆今後3年間に、障がいのある人や発達について何らかの支援を必要とする人のための福祉サービスで利用したいものがありますか。



【サービスを利用して何か不満に思うこと】

・「特に不満に思うことはない」と無回答を除いて、福祉サービスを利用して何らかの不満を感じている人は40.4%となっており、内容別には「利用回数・時間などに制限がある」「利用したい日・時間に利用できない」「身近なところでサービスを利用できない」の順で多くなっています。

◆何らかのサービスを利用している人におたずねします。サービスを利用して何か不満に思うことがありますか。

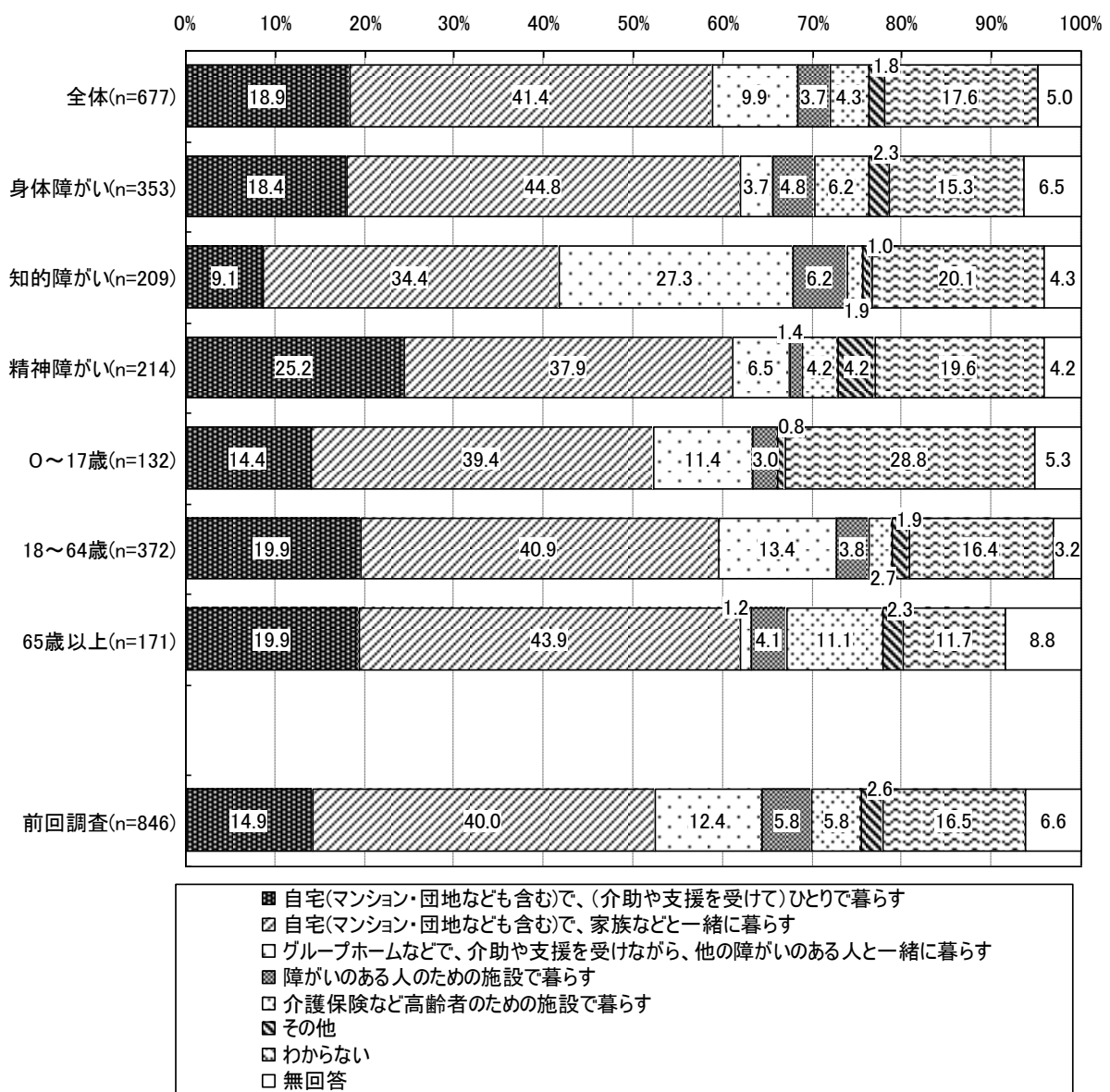


⑧ 将来の暮らしについての意識

【将来してみたい生活】

- ・「自宅で家族などと一緒に暮らす」が41.4%、「自宅でひとりで暮らす」が18.9%、「わからない」が17.6%などとなっています。
- ・知的障がいでは「グループホームで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が27.3%となっています。

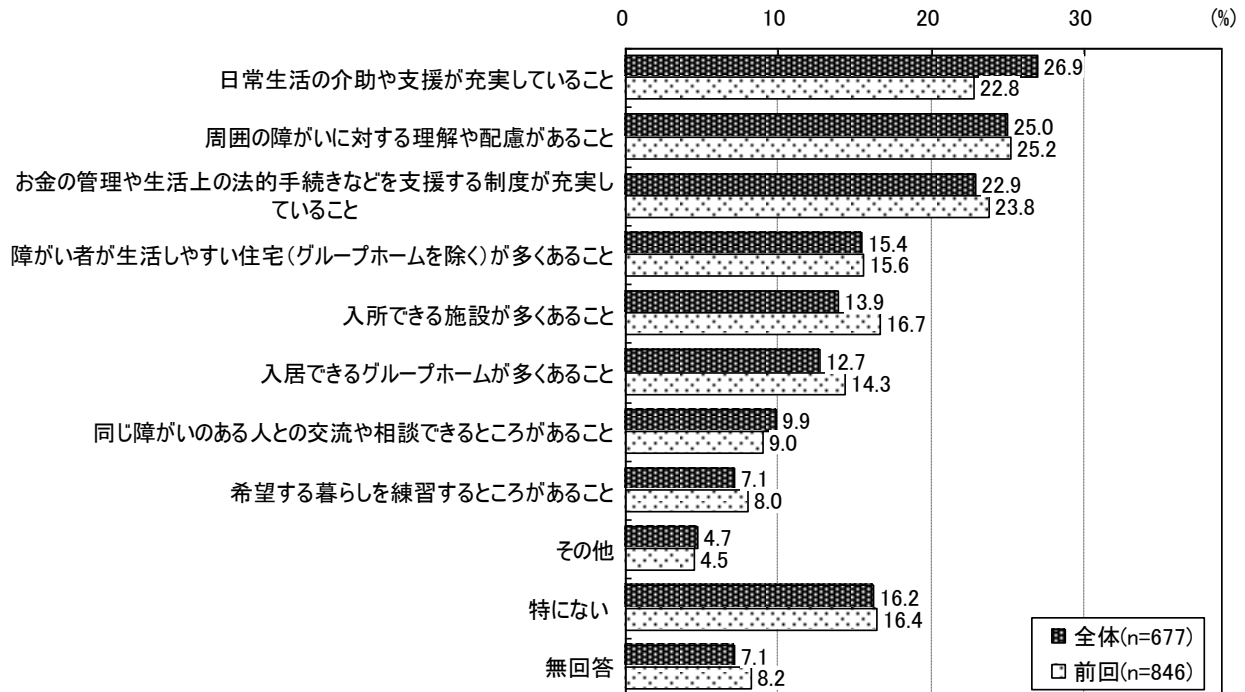
◆将来、どのような暮らしをしてみたいと思いますか。



【希望する将来の暮らしを実現するために必要なこと】

- ・「日常生活の介助や支援が充実していること」が26.9%、「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」が25.0%、「お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること」が22.9%などとなっています。

◆あなたが、希望する暮らしをするためには、何が必要ですか。



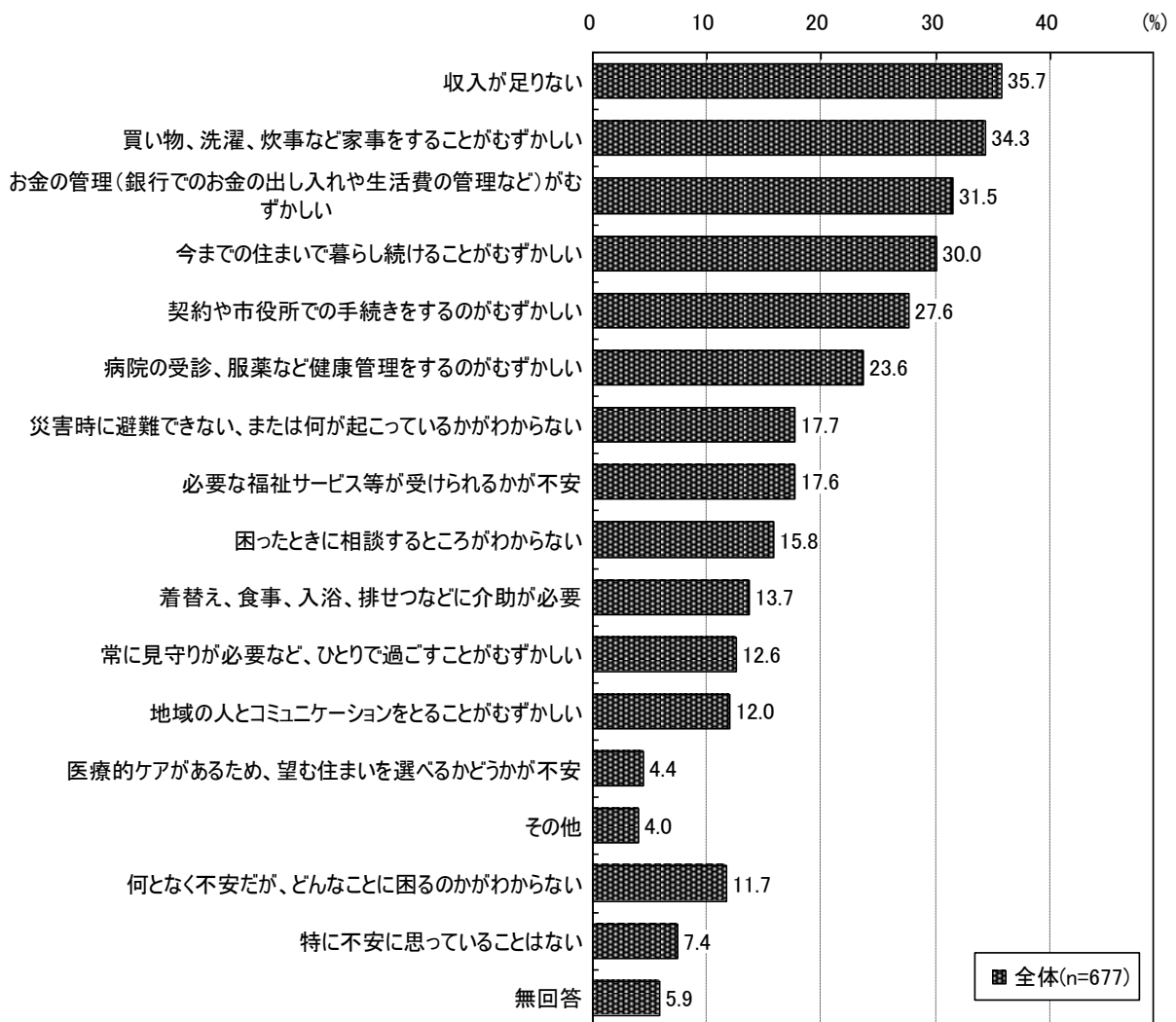
単位：%	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
日常生活の介助や支援が充実していること	26.9	30.9	30.6	18.2	18.2	27.2	32.2
周囲の障がいに対する理解や配慮があること	25.0	20.1	28.2	32.2	33.3	26.3	15.8
お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること	22.9	13.6	34.4	28.5	31.1	25.0	11.7
障がい者が生活しやすい住宅(グループホームを除く)が多くあること	15.4	11.9	19.6	16.4	22.7	16.7	7.0
入所できる施設が多くあること	13.9	15.9	17.2	9.8	15.2	11.8	17.5
入居できるグループホームが多くあること	12.7	8.8	26.3	7.5	15.2	12.9	9.9
同じ障がいのある人との交流や相談できるところがあること	9.9	8.2	8.1	14.0	13.6	10.5	5.8
希望する暮らしを練習するところがあること	7.1	4.5	11.5	9.3	14.4	6.5	2.9
その他	4.7	4.5	2.4	6.1	2.3	6.2	3.5
特になし	16.2	19.0	9.1	16.4	10.6	18.3	16.4
無回答	7.1	10.5	2.9	6.5	4.5	3.5	17.0

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

【一緒に暮らしている人の支援が受けられなくなった時の不安】

- ・「収入が足りない」が35.7%、「買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい」が34.3%、「お金の管理がむずかしい」が31.5%、「今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい」が30.0%、「契約や市役所での手続きをするのがむずかしい」が27.6%などとなっています。

◆現在一緒に暮らしている人と、将来、離れなくてはならなくなったときや一緒に暮らしている人の支援が受けられなくなったときに、不安なことはありますか。



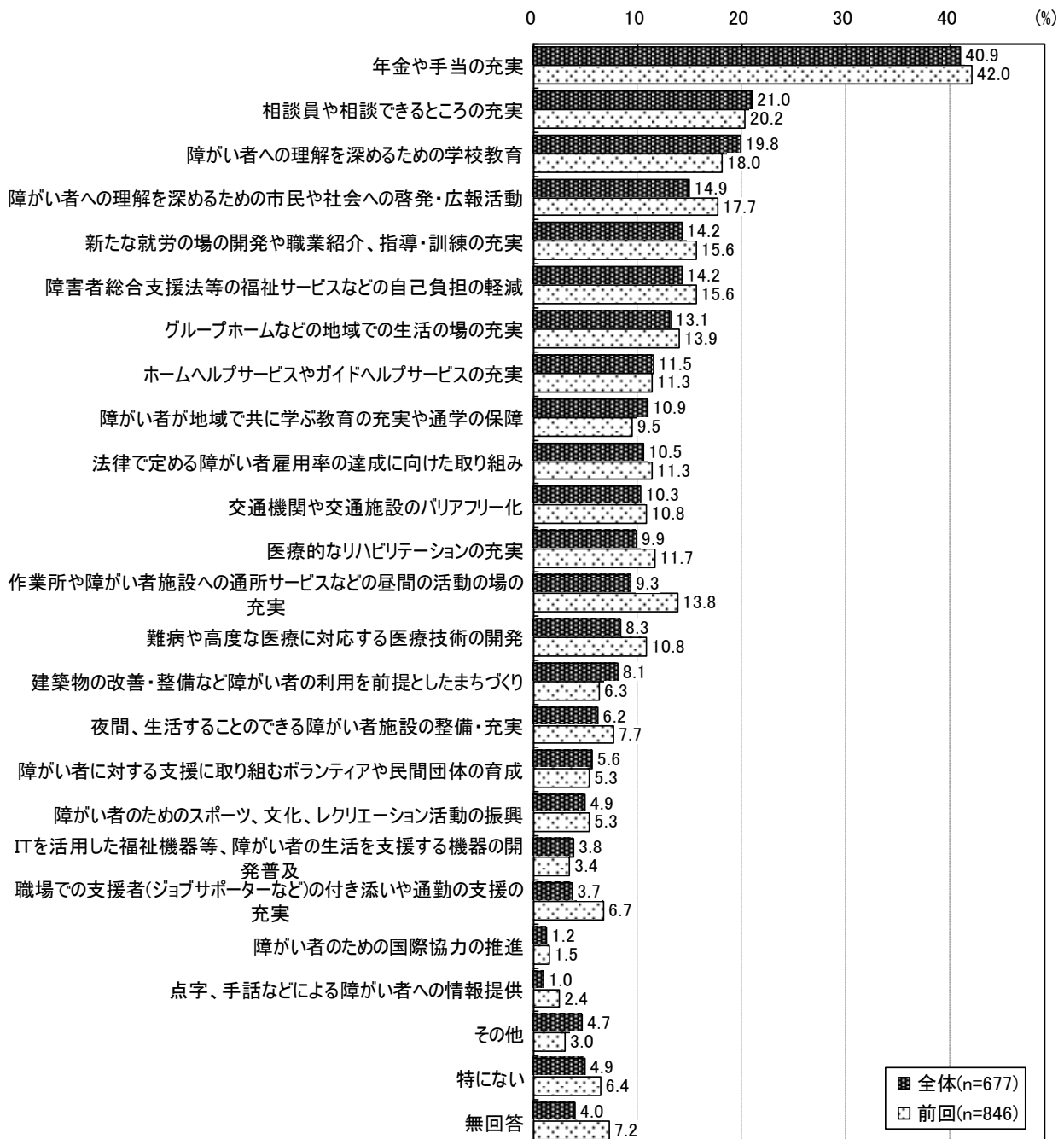
単位：％	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
収入が足りない	35.7	28.0	32.5	49.1	33.3	40.6	26.9
買い物、洗濯、炊事など家事 をすることがむずかしい	34.3	32.3	42.6	30.8	41.7	31.7	33.9
お金の管理（銀行でのお金の 出し入れや生活費の管理な ど）がむずかしい	31.5	16.7	60.8	34.6	44.7	34.7	14.6
今までの住まいで暮らし続け ることがむずかしい	30.0	24.1	38.8	33.6	34.1	30.9	25.1
契約や市役所での手続きをす るのがむずかしい	27.6	19.8	41.6	28.0	34.8	26.9	24.0
病院の受診、服薬など健康管 理をするのがむずかしい	23.6	20.4	35.4	21.5	28.8	23.7	19.9
災害時に避難できない、また は何か起きているかわかわ らない	17.7	20.7	22.0	9.3	22.7	15.3	19.3
必要な福祉サービス等が受け られるかが不安	17.6	17.0	17.7	18.7	11.4	19.1	18.7
困ったときに相談するところ がわからない	15.8	11.3	21.5	16.8	19.7	16.9	10.5
着替え、食事、入浴、排せつ などに介助が必要	13.7	14.2	24.9	7.9	20.5	11.8	12.3
常に見守りが必要など、ひと りで過ごすことがむずかしい	12.6	11.3	28.2	6.1	24.2	10.8	7.6
地域の人とコミュニケーション をとることがむずかしい	12.0	8.2	13.4	16.4	15.2	13.2	7.0
医療的ケアがあるため、望む 住まいを選べるかどうか不安	4.4	5.4	5.7	3.3	5.3	3.2	6.4
その他	4.0	5.4	3.3	3.7	3.0	4.3	4.1
何となく不安だが、どんなこ とに困るのがわからない	11.7	13.0	8.1	8.9	18.2	10.8	8.2
特に不安に思っていることは ない	7.4	10.8	1.4	8.4	0.8	9.1	8.8
無回答	5.9	7.9	3.3	5.6	5.3	3.5	11.7

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

【行政が必要かつ急いすべきと思う取組】

・「年金や手当の充実」が40.9%と最も多く、次いで「相談員や相談できるところの充実」が21.0%、「障がい者への理解を深めるための学校教育」が19.8%、「障がい者への理解を深めるための市民や社会への啓発・広報活動」が14.9%、「新たな就労の場の開発や職業紹介、指導・訓練の充実」と「障害者総合支援法等の福祉サービスなどの自己負担の軽減」がそれぞれ14.2%などとなっています。

◆現在、あなたにとって、行政が必要かつ急いすべきと思われる取り組みはどのようなことですか。



単位：％	全体 (n=677)	身体障がい (n=353)	知的障がい (n=209)	精神障がい (n=214)	0～17歳 (n=132)	18～64歳 (n=372)	65歳以上 (n=171)
年金や手当の充実	40.9	39.7	38.3	42.1	34.8	45.2	36.3
相談員や相談できるところの充実	21.0	19.8	16.3	25.7	15.9	20.2	26.9
障がい者への理解を深めるための学校教育	19.8	15.0	22.0	21.0	38.6	16.1	13.5
障がい者への理解を深めるための市民や社会への啓発・広報活動	14.9	12.2	13.4	19.2	12.1	14.8	17.0
新たな就労の場の開発や職業紹介、指導・訓練の充実	14.2	8.2	16.7	19.6	19.7	17.5	2.3
障害者総合支援法等の福祉サービスなどの自己負担の軽減	14.2	13.9	11.5	15.0	10.6	14.2	16.4
グループホームなどの地域での生活の場の充実	13.1	6.5	31.1	9.8	15.2	14.8	7.6
ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスの充実	11.5	13.0	13.9	5.1	6.8	11.0	15.8
障がい者が地域で共に学ぶ教育の充実や通学の保障	10.9	5.7	17.2	11.7	31.8	5.4	7.0
法律で定める障がい者雇用率の達成に向けた取り組み	10.5	8.8	10.0	11.2	12.9	11.3	7.0
交通機関や交通施設のバリアフリー化	10.3	14.4	6.7	7.9	5.3	9.1	17.0
医療的なりハビリテーションの充実	9.9	15.9	6.7	5.1	9.1	7.5	15.8
作業所や障がい者施設への通所サービスなどの昼間の活動の場の充実	9.3	3.4	17.2	10.7	14.4	10.2	3.5
難病や高度な医療に対応する医療技術の開発	8.3	11.9	4.3	4.7	5.3	9.1	8.8
建築物の改善・整備など障がい者の利用を前提としたまちづくり	8.1	9.9	8.6	4.2	6.1	8.3	9.4
夜間、生活することのできる障がい者施設の整備・充実	6.2	6.2	11.5	3.3	6.1	6.7	5.3
障がい者に対する支援に取り組むボランティアや民間団体の育成	5.6	5.1	6.2	5.6	5.3	5.1	7.0
障がい者のためのスポーツ、文化、レクリエーション活動の振興	4.9	3.7	9.1	5.1	3.8	5.9	3.5
ITを活用した福祉機器等、障がい者の生活を支援する機器の開発普及	3.8	5.1	1.9	2.8	3.8	3.8	4.1
職場での支援者(ジョブサポーターなど)の付き添いや通勤の支援の充実	3.7	0.8	7.2	4.7	11.4	2.7	0.0
障がい者のための国際協力の推進	1.2	1.4	0.5	0.9	0.8	1.3	1.2
点字、手話などによる障がい者への情報提供	1.0	2.0	0.0	1.4	0.8	1.1	1.2
その他	4.7	4.2	3.8	9.8	6.1	4.3	4.7
特になし	4.9	6.8	2.9	4.2	1.5	6.2	4.7
無回答	4.0	5.7	2.4	3.3	2.3	2.2	9.4

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

(2) 関係団体に対する聞き取り調査の主な結果

① 調査の概要

計画の策定に向けて、障がい者関係団体の会員やサービス利用者が抱える課題や施策ニーズ、計画策定への意見等を把握するために実施しました。

■調査対象と実施方法

調査対象	障がい者関係団体 4団体
調査方法	令和6年(2024年)1月24日 池田市障害者団体連合会役員会の出席者に対する聞き取り調査

② 主な聞き取り内容

テーマ	内 容
就労支援について	・就労後のフォローアップ体制の不足、障がい者の職場定着の難しさ、役所内での障がい者雇用の現状と課題などに関する意見交換が行われました。
医療的ケアへの対応について	・重度障がい者・医療的ケア児の受け入れ体制整備の必要性、障がい者に特化した医療相談窓口の設置要望などが出されました。
防災対策について	・避難所指定施設の活用状況、個別支援計画との連携など、災害時要援護者への対応改善に向けた課題と取組が議論されました。
計画策定全般について	・相談支援事業所の機能強化、介護人材不足への対応、障がい者理解促進のための啓発活動の必要性などが指摘されました。

4 今後の施策推進に向けた課題

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

① 地域生活を続けるための支援

地域で生活している障がいのある人にとっては、障がい特性に関わらず、地域での生活を継続し、本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。また、施設入所者や長期入院患者の地域移行を進めていく上で、重度障がいのある人の利用にも対応した訪問系サービスや日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助（グループホーム）など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。

とりわけ相談支援体制の充実については、地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、基幹相談支援センターを核としながら、専門的な相談機能の充実と多機関連携による相談支援体制の構築を進めていく必要があります。また、面的整備により設置している地域生活支援拠点については、緊急時の対応強化など、機能強化が求められています。

② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障がいのある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性等に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

より多くの障がいのある人が就労し、また継続するために、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供義務化も含め、一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障がいのある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。

また、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制の確立、住まいや移動手段の確保など就労の基盤となる環境づくりも必要です。加えて、従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取組が必要です。

令和6年度(2024年度)の制度の施行により「就労選択支援」事業の創設、短時間就労を行う人の障がい者雇用率への算定対象化、一般就労中の人の就労系福祉

サービスの一時利用を認めるなど、障がいのある人に対する就労支援の枠組みが改められますが、関係機関・団体、事業者等との連携を通じて、新制度へのいち早い対応を図っていく必要があります。

③ 障がい児支援の提供体制の整備等

就学前施設や小・中学校における特別な配慮や支援を要する児童生徒、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を利用する児童が増加しています。また、重症心身障がい児や医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童など、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。

令和6年度(2024年度)の児童福祉法の一部改正に伴い、児童発達支援センターが地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、発達支援の入り口としての相談機能が求められています。

今後とも福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービスや相談機能の充実など、重層的な支援体制の整備を推進します。

④ 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がいのある人の福祉ニーズに対応し、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進を通じて、これまで計画的に事業所等の社会資源の整備は進められてきましたが、強度行動障がいなど重度障がいのある人や医療的ケアの必要な人の実態把握やサービス利用ニーズの把握のもとに社会資源の充実に努める必要があります。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向があるなか、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることを踏まえ、利用ニーズに即したグループホームの整備を促進する必要があります。

⑤ 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人が障がいの種類や程度に応じた手段を選び、全国のどこでも障がいのない人と同じタイミングで日常生活や社会生活に必要な情報を取得し、利用できるとともに、意思疎通を行えるよう、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策を総合的に進めていく必要があります。

また、道路・公共交通機関、民間も含めた建築物の一層のバリアフリー化など、誰もが移動・利用しやすい環境の充実が必要です。

第3章 障害者計画

1 基本的な理念・目標

(1) 池田市のまちづくりの方向性

本計画の上位計画である「第7次池田市総合計画」（令和4年度(2022年度)策定）では、めざすまちの将来像を『笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐみんなが大好きなまち』と定め、また健康福祉分野におけるまちの将来イメージとして『いきいきと暮らし続けられるまちづくり』を掲げています。

また、令和5年(2023年)3月に策定した「第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画」では、『一人ひとりを大切に「おたがいさま」でつながる 池田』を計画の基本理念として掲げています。

(2) 本計画の基本理念と目標像

池田市がめざすまちは、障がいのある人が特別な存在としてではなく、人として普通に尊重され、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯を通じて安心していきいきとした生活が送れるまちです。

そのために、障がいのある人や障がいについてみんなが理解を深め、差別や虐待がなく、障がいのある人の権利が守られ、障がいのある人が生活するために必要な相談やサービス等の支援体制が充実し、教育、就労、スポーツ、文化芸術活動などの様々な機会を通じて持てる能力を発揮し、地域の中で安全に安心して生活できるよう障がい福祉に係る施策を推進します。

また、地域共生社会の実現に向け、あらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる主体的な地域づくりの取組を推進していきます。

本計画では、これまでに掲げてきた考え方を受け継ぎ、すべての障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

**基本理念『一人ひとりの人格と個性を尊重した
共に生きる地域社会づくり』**

また、本計画の推進にあたってめざすべき目標像を以下のように掲げ、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めていきます。

目標像1 互いに尊重し合い、支え合うまち

すべての市民が人権を尊重し、差別や偏見を取り除いて互いに理解を深めながら、ともに支え合い、助けあえる社会づくりを進めます。

また、地域における支え合い、助け合いの活動にだれもが気軽に参加でき、地域における交流の輪や見守りが広がるよう働きかけます。

目標像2 安心して暮らせるまち

だれもが家庭や地域社会の中で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

また、あらゆるバリアを取り除き、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めます。

目標像3 自分らしく輝き、活動できるまち

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、発達支援体制を充実し、一人ひとりの個性に応じて、乳幼児期からの一貫した療育・保育・教育を推進します。

また、障がいのある人の就労や社会参加に向けて、関係機関との連携のもと、生活や就労・雇用等における支援体制の充実に努めます。

2 推進施策

〔施策の体系〕

互いに尊重し 合い、支え合 うまち	啓発・交流	①啓発・交流の促進 ②福祉教育の推進
	障がい者差別の解 消と権利擁護	①障がいを理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護・意思決定支援の推進 ③虐待の防止
	支えあいと担い手 づくり	①地域福祉活動の推進 ②福祉を支える人材の育成・確保
安心して暮ら せるまち	情報取得利用とコミュ ニケーション支援	①広報・情報提供の充実 ②意思疎通支援の充実
	相談支援	①相談支援体制の充実 ②相談機能の支援
	福祉サービス	①在宅生活の支援 ②日中活動の場の充実 ③生活の場の確保 ④各種制度の活用
	保健・医療	①疾病等の予防・重症化予防 ②地域における医療体制等の充実 ③精神保健福祉に関する体制の充実
	生活環境	①外出しやすいまちづくり ②生活環境の整備・改善 ③防災対策などの充実
自分らしく輝 き、活動でき るまち	療育・教育	①障がいの早期発見・療育体制の充実 ②障がいのある子どもの子育て支援 ③学校教育における内容の充実
	雇用・就労	①就労支援のための体制づくり ②一般就労への移行の促進 ③一般就労が困難な人の就労支援
	生涯学習・文化芸 術・スポーツ活動 等	①生涯学習・文化芸術活動の場の充実 ②スポーツ活動の推進 ③社会参加の促進

目標像1 互いに尊重し合い、支え合うまち

(1) 啓発・交流

① 啓発・交流の促進

○すべての市民が、障がいや障がいのある人について正しく理解し、障がいの有無に関わらず、相互に人権と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向け、広報、イベント等、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、障がいのある人と障がいのない人の交流を促進します。

② 福祉教育の推進

○子どもたちが幼少のころから障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校・幼稚園などにおける活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

○あらゆる年代の市民が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障がいのある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

(2) 障がい者差別の解消と権利擁護

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法に基づき、「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に関して着実に取組を進めるとともに、障がい者差別解消支援地域協議会において、障がい者差別に関する相談等について関係機関と情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を進めます。

○障がいを理由とする差別に関する相談について、内閣府が施行実施している「つなぐ窓口」など新たな取組を含め、相談体制を整理し情報発信することで、相談しやすい体制づくりをめざします。

○障害者差別解消法の改正により民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受けて、広く啓発に努めます。

- 「池田市における障がい者を理由とする差別を解消するための職員対応要領」をもとに、職員研修を実施していき、市職員が適切に対応できるよう、障がい者差別への認識や相談対応力をさらに高めるよう取り組みます。

② 権利擁護・意思決定支援の推進

- 障がいのある人の権利擁護について関係機関と協力して取り組みます。
- 障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度について、必要な人が適切に利用できるよう、障がいのある人やその家族、支援者に対する周知に努めるとともに、制度の充実に努めます。
- 自ら意思を決定することが困難な障がいのある人が、本人の自己決定に基づく、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい福祉サービス事業者や相談支援事業者に対する普及・啓発に努めます。

③ 虐待の防止

- 障がい者虐待防止センターでの取組をより一層進めるとともに、関係機関との連携、窓口の一層の周知を図ることで虐待の未然防止を図るとともに、通報等に対しては被虐待者の権利擁護を最優先に、速やかに対応します。

(3) 支えあいと担い手づくり

① 地域福祉活動の推進

- 従来の制度・分野や支え手・受け手という役割を超えて、市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、助けあいながら共に暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民や関係団体と協働し、ボランティア活動などの社会活動に主体的に参加できるよう、情報提供や啓発を行います。
- 障がいのある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への市民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実などによりボランティアの養成・確保を図ります。
- 支援が必要な障がいのある人に、家族、隣近所、学校など身近な人が早期に気づき、確実に支援につなげるとともに、市民、地域、学校、専門機関、事業者、地域活動団体、行政など、様々な主体が連携したネットワークで早期発見・早期対応を行い、継続的、重層的な支援を行います。

○小地域における福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような地域共生社会の形成をめざします。

② 福祉を支える人材の育成・確保

○障がい福祉サービス事業所等の労働環境改善を支援します。

○介護職に従事するため必要な情報等を提供することで、新たに福祉分野で働きたいと思う人を増やします。

○大阪府や近隣自治体、関係機関などとの連携を通じて、障がい者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障がいのある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

目標像2 安心して暮らせるまち

(1) 情報取得利用とコミュニケーション支援

① 広報・情報提供の充実

- 広報誌やパンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。
- 障がいのある人が利用できる障がい福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、文化芸術・スポーツ活動などの情報を、障がいのある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。
- 災害や大規模感染症の発生時に、必要な人に必要な情報が届くよう、関係機関と連携した情報提供体制の整備に努めます。

② 意思疎通支援の充実

- 障がいのある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行うとともに、意思疎通支援に関わる人材の育成・確保に努めます。また、障がいのある人のコミュニケーション能力の養成などを支援します。

(2) 相談支援

① 相談支援体制の充実

- 障がいのある人やその家族、支援者の抱える様々な相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、市内外の相談支援に関わる関係機関、障がい者相談員、地域福祉活動関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
- 地域福祉施策として進める重層的支援体制整備の一環として、障がい者基幹相談支援センターにおける専門的な相談機能の充実と多機関連携を深めていきます。

② 相談機能の支援

- 様々な機会を通じて相談支援事業者間の連携を促進し、基幹相談支援センターの研修会、学識経験者のスーパーバイズ、法律相談といったバックアップ機能の一層の充実を図ります。

- 複雑な相談内容に対応できる体制づくりについて、地域自立支援協議会で協議を深め、連携強化を図るとともに、相談支援従事者の人材育成や働きやすい環境づくりを推進します。

(3) 福祉サービス

① 在宅生活の支援

- 障がいの重度化・重複化、障がいのある人自身や家族の高齢化、強度行動障がい、高次脳機能障がいのある人や、難病患者への対応など、障がいのある人を取り巻く状況や動向を踏まえながら多様な利用者意向に対応し、利用者が必要とする障がい福祉サービスを選択できるような各種生活支援サービスの充実に努めます。
- 障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等における各事業の充実に図ります。

② 日中活動の場の充実

- 障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

③ 生活の場の確保

- 障がいのある人の希望や、状況に合わせた多様なニーズに対応できるよう、事業者による共同生活援助（グループホーム）の整備を促進するとともに、地域に密着した小規模の住まいや公営住宅、民間賃貸住宅の活用等、多様な形態の居住環境の確保に努めます。
- 入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取組を進めます。また、利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しながら生活の場としての施設サービスの充実に努めます。

④ 各種制度の活用

- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。

（４）保健・医療

① 疾病等の予防・重症化予防

- 障がいのある人の健康づくりを支援するため、保健分野と福祉分野の連携強化を図り、日常的な健康維持・増進に関する知識の普及啓発、受診しやすい健診体制の整備などに努めます。

② 地域における医療体制等の充実

- 障がいのある人が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、医療関係者の障がいへの理解促進など、関係機関との連携、情報共有のもとに、医療体制の充実に努めます。
- 障がいのある人の地域における自立した生活を支えていくため、障がいの状況に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとにリハビリテーション体制の充実に努めます。

③ 精神保健福祉に関する体制の充実

- こころの健康に対する市民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識や情報の普及啓発に努めます。
- こころの不調や疾病を早期に発見し一次的な支援が行えるよう、相談従事者の知識や支援スキルの向上を図ります。また、受診や治療継続のために必要な相談支援体制の充実に努めます。

（５）生活環境

① 外出しやすいまちづくり

- 関係法令に基づき、だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善を計画的に進めていきます。
- 社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実に努めます。また、社会参加をより一層促進するため、自動車改造などの支援を行います。

② 生活環境の整備・改善

- すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくりに関する市民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、環境整備に取り組みます。
- 居住環境をより快適なものにするため、住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。
- 市営住宅においては、障がいのある人や高齢者にとっても暮らしやすい居住環境となるよう、バリアフリー化の推進に努めます。また、住宅確保要配慮者の住まいの確保のため、障がいのある人や高齢者の優先入居枠の確保など、入居時の配慮に努めます。

③ 防災対策などの充実

- 障がいのある人などが地域で安心して暮らせるよう、災害や火災などの緊急時に備えて、支援の必要な障がいのある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な支援体制づくりに努めます。
- 関係機関と連携して、障がいのある人や支援者、事業所の防災に対する意識の向上と早期避難の推進に努めます。また、避難行動要支援者の個別避難計画作成について、地域住民や福祉専門職と連携して作成を促します。
- 障がいのある人などが犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。

目標像3 自分らしく輝き、活動できるまち

(1) 療育・教育

① 障がいの早期発見・療育体制の充実

- 乳幼児健診や相談において、子どもの心身の課題の早期発見に努めるとともに、保護者への「気づき」の促しや、フォローアップを行うことで、母子保健事業の充実を図ります。さらに適切な支援が行えるよう、関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。
- 児童発達支援センターにおいて、通園等を通じて、子どもの発達支援や保護者の理解促進に努めます。また、相談支援や訪問支援などの地域支援機能の拡充により専門性を発揮し、市全体の支援の質の向上と充実を図ります。
- 子どもの所属先である保育所や幼稚園、認定こども園、学校、障がい児通所支援事業所などの支援者に対する指導、助言、研修会などを通して支援者の専門性の向上やスキルアップを図るとともに発達に課題や障がいのある子どもの保護者や家族への支援の充実を図ります。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援サービスについては、子ども一人ひとりの心身の状況や置かれている環境等を踏まえ、子どもの課題の解決につながるよう、適切なサービスの提供に努めます。

② 障がいのある子どもの子育て支援

- 共に学び、育つという視点のもと、障がいのある子どもの認定こども園や保育所、幼稚園、留守家庭児童会（学童保育）などへの受け入れ体制の充実を図ります。
- 各種講座や相談事業の実施により、未就園児への支援体制を充実させるとともに、保育所・幼稚園・こども園・小学校の連携を通じて小学校教育への円滑な接続を図ります。
- 障がいのある子どもの、放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。

③ 学校教育における内容の充実

- 共に学び、育つという視点のもと、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図ります。

- 障がいのある児童生徒についての教職員の正しい理解を深めるとともに、特別支援教育についての専門性の向上を図り、学校における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。
- 学校において障がいのある児童生徒の状況・ニーズ等を把握して、個別の教育支援の充実や教育環境の整備を図ります。
- 学習活動・行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関などとの交流・連携を促進するとともに、保護者、地域住民などとの交流を進めます。
- 障がいのある子どもの持つ可能性を伸ばすよう、適切な進路指導の充実に努めます。
- 障がいのある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備などの充実に努めます。

(2) 雇用・就労

① 就労支援のための体制づくり

- 一般企業・事業所への就労や一般就労が困難な人を対象とする就労の場など、障がいのある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援を進めていくため、関係機関と連携して就労に関する情報の提供や相談等を行うことにより障がいのある人の就労支援を行います。
- 令和7年(2025年)に施行予定の就労選択支援について、事業の実施内容や参入事業所の誘致、支援者の確保・育成について、地域自立支援協議会等における検討を行い、円滑な事業開始に向け準備を進めます。

② 一般就労への移行の促進

- 障がいのある人の雇用の促進と障がいのある人が働きやすい職場づくりを進めるため、庁内各課及び市民、事業所などに対する普及・啓発活動などを推進します。
- 障がいのある人が希望する仕事に就労できるよう、就労に関する相談支援を充実するとともに、障がい者雇用を企業の視点で共に考え、障がいのある人を雇用する企業を増やすため、関係機関との連携をさらに強化し、障がい者雇用・就労定着の推進に取り組みます。

- 障がいのある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労などを図るため相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。
- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。

③ 一般就労が困難な人の就労支援

- 一般企業などで働くことの難しい障がいのある人が、身近な地域において働く場や活動の場の充実に努めます。
- 「池田市による障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき調達を推進することで、就労の場の拡大を図ります。
- 障がいのある人の工賃向上のため、物品・サービスの販売の拡大等について、地域自立支援協議会等とともに検討します。

(3) 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動等

① 生涯学習・文化芸術活動の場の充実

- 障がいのある人が池田市の施設を利用する際の利便性を向上させるとともに、図書等の提供の充実や公民館活動、各種講座などを通じて、生涯学習の機会の充実に努めます。
- 年齢や障がいの有無、経済的な状況等に関わらず、あらゆる市民が文化芸術の機会を享受できるよう、文化芸術に触れることのできる機会の充実に努めます。
- 障がいのある人や障がい者関係団体の文化芸術活動を促進していきます。

② スポーツ活動の推進

- 障がいのある人がスポーツを通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、取り組みます。
- 障がい者関係団体のスポーツ活動を支援していきます。

③ 社会参加の促進

- 政策決定の場や、地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに、障がいのある人や家族が参画しやすい環境づくりに、当事者団体・事業者とともに努めます。
- 障がい者関係団体間の相互交流を促進していきます。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本的な考え方

(1) 国・大阪府の基本的な考え方

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく障害児福祉計画の策定に当たっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号 最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「国の基本指針」という。）を示しています。

国の基本指針では、障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するための「活動指標」として、障がい福祉サービス等の必要量の見込みを定めることとしています。

■障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障がい有者への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記 ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記
③福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・ 就労選択支援の創設への対応 ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進 ・発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
⑦障がい者等に対する虐待の防止	・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障がい福祉サービスの質の確保	・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障がい福祉人材の確保・定着	・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 - 障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

また、国の基本指針に基づき大阪府も「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」（以下「府の考え方」という。）を示しており、本計画は、国の基本指針及び府の考え方を踏まえた成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定めます。

(2) 本市における考え方

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の機能強化、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。また、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた継続的な相談支援の充実を図ります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保と、次のような支援を一体的に実施する事業を踏まえ取り組みます。

- ・ 地域の相談等を受け止め、自ら対応やつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心に担う機能を備えた相談支援
- ・ 相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援等多様な社会参加に向けた支援
- ・ コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実と均てん化を図ります。あわせて、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がい児の地域社会への参加やインクルージョンをさらに推し進めます。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくための提供体制の確保とそれを担う人材を確保していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するため、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援と、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進、視覚障がいのある人等の読書環境の整備、施設等のバリアフリー化や情報保障など計画的な推進に取り組みます。

2 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、第7期障害福祉計画を策定します。

第7期障害福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

計画は、計画の策定にあたって実施したアンケート調査や関係団体ワーキングの結果を踏まえるとともに、大阪府との協議の上でとりまとめました。

計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間となります。

(1) 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針や大阪府の考え方に基づいて、令和8年度(2026年度)を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
入所者数	66人	・ 令和4年度(2022年度)末時点の入所者数(68人)から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	5人	・ 国・府の考え方では令和4年度(2022年度)末の施設入所者数(68人)の6%以上。
削減数	2人	・ 国の基本指針では令和4年度(2022年度)末の施設入所者数(68人)の5%以上。 ・ 府の考え方では令和4年度(2022年度)末の施設入所者数の1.7%以上。

目標実現に向けた取組

- 地域移行が進むよう、地域自立支援協議会で事例検討などを通じてノウハウを蓄積するとともに、地域特性を踏まえた課題集約と課題の解消に向けた取組を促進します。
- 地域移行が可能な障がい者支援施設入所者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域資源や利用可能な制度を周知し、さらにピアサポーターの活用などを通じて、地域移行への意欲向上に努めます。
- 重度の障がいのある人、強度行動障がいのある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進します。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。
- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種団体等とともに、引き続き障がいへの理解促進・啓発活動を実施します。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
精神病床の1年以上入院患者数	48人 (府設定)	・国の基本指針では、令和2年度(2020年度)と比べて約3.3万人の減少をめざす。 ・府の考え方では、令和8年(2026年)6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定。市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。 (大阪府からのデータ提供)

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	3回	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	12人	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の月平均利用者数	1人	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援の月平均利用者数	0人	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）の月平均利用者数	27人	35人	40人	45人
精神障がい者の自立生活援助の月平均利用者数	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の月平均利用者数	6人	7人	8人	8人

目標実現に向けた取組

- 保健所と連携しながら、未治療・医療中断などの医療・保健分野における課題と、社会資源の活用・開発などの福祉分野における課題に取り組み、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進します。
- 地域移行が可能な精神科病院長期入院患者について、利用可能な制度周知を行います。
- 長期入院患者に対して、ピアサポートの活用を通じて地域移行のきっかけづくりを行います。
- 精神障がいのある人が安心して地域で生活するための環境整備や地域住民への理解促進に取り組みます。

③ 地域生活支援の充実

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1拠点 (面的整備)	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	・国・府の考え方では、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上	・国・府の考え方では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討。
強度行動障がい等を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1拠点	1拠点	1拠点	1拠点
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	0回	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

- 市内全体を一つの面と捉えた面的整備とし、地域全体で支援するネットワークの構築を行い、市全体で障がいのある人の生活を支える体制を整備し、機能の強化に努めていきます。
- 地域生活支援拠点の機能の充実のため、コーディネーターを配置します。
- 緊急時における短期入所の受け入れについて、市域の事業所と検討を進めます。
- 市域における支援力を高める人材育成や、そのための研修を実施します。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人、医療的ケアを必要とする障がいのある人の状況や支援ニーズを把握するとともに、今後の支援のあり方を地域自立支援協議会とともに検討します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数（全体）	31人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(23人)の1.28倍以上。
年間一般就労移行者数（就労移行支援）	24人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(18人)の1.31倍以上。
年間一般就労移行者数（就労継続支援A型）	6人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(5人)の1.29倍以上。
年間一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(0人)の1.28倍以上。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	60%	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割
就労定着支援事業の利用者数	17人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(11人)の1.41倍以上。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上。
就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	17,600円以上	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、大阪府が提供する市町村単位での令和8年度(2026年度)の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和3年度(2021年度)の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。
就労支援部会の設置	設置済	・大阪府独自で設定 ・府の考えでは、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議等を設けて取り組む。 ・本市は、地域自立支援協議会専門部会「就労・日中活動支援部会」をそれとする。

目標実現に向けた取組

- ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめ、相談支援事業所等とも連携を密にしながら、障がい者の就労の場の拡大や工賃の向上に向け、企業等への障がい者雇用に対する理解促進に努めます。
- 豊能北障がい者就業・生活支援センターを中心として、一般企業での就労や就労の継続が困難な人に対し、個々の状況に応じた日中活動の場の確保や一般就労、就労定着ができるよう支援に努めます
- 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対して、適正な運営や一般就労に向けた支援内容の質の向上を図れるよう支援します。
- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。
- 「池田市による障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき調達を推進します。
- 障がいのある人の工賃向上のため、就労支援サービス事業所等の物品・サービスの販売の拡大等について、地域自立支援協議会などとともに検討します。
- 令和7年(2025年)に施行予定の就労選択支援について、事業の実施内容や参入事業所の誘致、支援者の確保・育成について、地域自立支援協議会などにおける検討を行い、円滑な事業開始に向け準備を進めます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)未までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置。
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)未までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)未までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保。

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	設置済
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	20件	25件	25件	25件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	15件	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	3回	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	3回	4回	4回	4回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数	3回	3回	3回	3回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間参加事業者・機関数	6社	7社	7社	7社
協議会の専門部会の設置数	4	4	4	4
協議会の専門部会の年間実施回数	5回	12回	12回	12回

目標実現に向けた取組

- 各種媒体や手法を用いて、相談支援体制を周知します。
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所などだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修などを実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。
- 主任相談支援専門員が多機関連携や地域自立支援協議会において中心的な役割を担うことによって、相談支援体制を強化し、住みやすい地域づくりを推進します。
- 計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を検討します。
- 高齢者福祉や障がい福祉、子ども・子育て支援等の各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関の協働による重層的支援体制を充実させます。

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・国の指針では、令和8年度(2026年度)末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、各市町村において、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定。
報酬の審査体制の強化等	実施	
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標		【現状】	【見込み】			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
大阪府が実施する研修その他の研修 への市職員の参加人数		2人	5人	5人	5人	
障がい者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	
	実施回数	1回	1回	1回	1回	
障がい福祉サービス事 業所等に対する指導監 査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	
	実施回数	1回	1回	1回	1回	

目標実現に向けた取組

- 大阪府その他の機関等による、障害者総合支援法や障がい福祉サービス、請求制度に関する具体的理解のための市職員向け研修などに参加します。
- 障がい福祉サービス等事業者の指導・監査等に係る関係課・機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析などを通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進します。
- 報酬請求エラーの多い項目について、集団指導などの場で注意喚起を行います。

⑦ 発達障がい者等に対する支援

活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	18人	20人	22人	23人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	6人	7人	8人	8人
ペアレントメンターの人数	0人	1人	1人	1人
ピアサポート活動への参加人数	0人	3人	3人	3人

目標実現に向けた取組

- 発達障がいのある人等に対する支援については、支援体制を確保するとともに、発達障がいのある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう努めます。
- ペアレントメンターについては、大阪府のペアレント・メンター事業の活用を基本とし、必要なかたに支援が届くよう事業の周知を行います。

(2) 障がい福祉サービス等の見込量と提供方針

障がい福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障がい種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。なお、障害者総合支援法においてサービス受給の対象となる手帳を持たない難病患者については、身体障がいに含んでいます。

① 訪問系サービス及び短期入所

居宅介護等の訪問系サービスについては、障がいのある人の意向やライフステージ等に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めます。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に図ります。

過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用時間（日数）を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 居宅介護

サービス概要	
障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	72人	2,288時間	74人	2,355時間	77人	2,430時間
	実績値	64人	2,405時間	66人	2,409時間	69人	2,527時間
知的障がい者	計画値	42人	772時間	43人	795時間	44人	820時間
	実績値	39人	955時間	36人	834時間	40人	980時間
精神障がい者	計画値	90人	1,170時間	95人	1,220時間	100人	1,280時間
	実績値	84人	1,005時間	87人	997時間	106人	1,380時間
障がい児	計画値	15人	300時間	16人	310時間	17人	320時間
	実績値	12人	264時間	11人	184時間	12人	265時間
合計	計画値	219人	4,530時間	228人	4,680時間	238人	4,850時間
	実績値	199人	4,629時間	200人	4,424時間	227人	5,152時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	71人	2,559時間	74人	2,668時間	76人	2,740時間
知的障がい者	計画値	41人	986時間	42人	1,010時間	43人	1,034時間
精神障がい者	計画値	117人	1,421時間	128人	1,554時間	139人	1,688時間
障がい児	計画値	13人	263時間	14人	283時間	15人	304時間
合計	計画値	242人	5,229時間	258人	5,515時間	273人	5,766時間

(イ) 重度訪問介護

サービス概要
重度の肢体不自由、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	5人	2,400時間	6人	2,490時間	7人	2,580時間
	実績値	5人	2,375時間	6人	2,483時間	8人	3,200時間
知的障がい者	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	時間	0人	時間
精神障がい者	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	時間	0人	時間
合計	計画値	5人	2,400時間	6人	2,490時間	7人	2,580時間
	実績値	5人	2,375時間	6人	2,483時間	8人	3,200時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	10人	3,433時間	11人	3,670時間	13人	4,144時間
知的障がい者	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がい者	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	10人	3,433時間	11人	3,670時間	13人	4,144時間

(ウ) 同行援護

サービス概要	
重度の視覚障がいのある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	33人	820時間	34人	840時間	35人	860時間
	実績値	29人	572時間	30人	669時間	31人	765時間
障がい児	計画値	1人	15時間	1人	15時間	1人	15時間
	実績値	1人	11時間	1人	3時間	0人	0時間
合計	計画値	34人	835時間	35人	855時間	36人	875時間
	実績値	30人	583時間	31人	673時間	31人	765時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	32人	770時間	33人	797時間	34人	824時間
障がい児	計画値	1人	15時間	1人	15時間	1人	15時間
合計	計画値	33人	785時間	34人	812時間	35人	839時間

(エ) 行動援護

サービス概要	
知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
知的障がい者	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	1人	16時間	1人	8時間	2人	85時間
精神障がい者	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	時間	0人	時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	1人	16時間	1人	8時間	2人	85時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
知的障がい者	計画値	2人	88時間	3人	132時間	4人	176時間
精神障がい者	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がい児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	2人	88時間	3人	132時間	4人	176時間

(オ) 重度障がい者等包括支援

サービス概要	
介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。市内や近隣自治体には事業者がなく、サービス利用実績もこれまでありません。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

(カ) 短期入所サービス（ショートステイ）

サービス概要
居宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	10人	60人日	10人	60人日	10人	60人日
	実績値	5人	29人日	6人	46人日	7人	55人日
知的障がい者	計画値	38人	270人日	39人	280人日	40人	290人日
	実績値	22人	148人日	25人	167人日	34人	240人日
精神障がい者	計画値	2人	10人日	3人	15人日	4人	18人日
	実績値	3人	16人日	3人	30人日	3人	20人日
障がい児	計画値	6人	30人日	7人	33人日	8人	37人日
	実績値	4人	16人日	4人	17人日	5人	15人日
合計	計画値	56人	370人日	59人	388人日	62人	405人日
	実績値	34人	209人日	38人	260人日	49人	330人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	8人	56人日	9人	63人日	10人	71人日
知的障がい者	計画値	40人	291人日	46人	335人日	52人	378人日
精神障がい者	計画値	3人	22人日	4人	29人日	5人	36人日
障がい児	計画値	5人	18人日	6人	22人日	7人	26人日
合計	計画値	56人	387人日	65人	449人日	74人	511人日

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実に努めます。就労選択支援については、事業の実施内容や参入事業所の誘致、支援者の確保・育成について、地域自立支援協議会などにおける検討を行い、円滑な事業開始に向け準備を進めます。

過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用日数を求めるとともに、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 生活介護

サービス概要	
常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	51人	995人日	53人	1,030人日	55人	1,070人日
	実績値	29人	577人日	27人	572人日	29人	610人日
知的障がい者	計画値	178人	3,475人日	180人	3,500人日	182人	3,540人日
	実績値	169人	3,229人日	171人	3,287人日	179人	3,639人日
精神障がい者	計画値	33人	310人日	34人	330人日	35人	350人日
	実績値	31人	299人日	36人	345人日	41人	412人日
合計	計画値	262人	4,780人日	267人	4,860人日	272人	4,960人日
	実績値	229人	4,105人日	234人	4,204人日	249人	4,661人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	29人	600人日	30人	621人日	31人	641人日
知的障がい者	計画値	184人	3,597人日	189人	3,695人日	194人	3,793人日
精神障がい者	計画値	46人	448人日	51人	497人日	56人	546人日
合計	計画値	259人	4,645人日	270人	4,813人日	281人	4,980人日

(イ) 療養介護

サービス概要	
病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	11人	11人	11人
	実績値	10人	11人	11人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	11人	12人	12人

(ウ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス概要	
機能訓練は、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要なリハビリ等の訓練を行います。 生活訓練は、生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な入浴、排せつ、食事等の訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	3人	50人日	4人	60人日	5人	75人日
	実績値	1人	16人日	1人	18人日	2人	25人日
知的障がい者	計画値	6人	115人日	7人	130人日	7人	130人日
	実績値	6人	117人日	7人	133人日	5人	100人日
精神障がい者	計画値	7人	120人日	8人	140人日	8人	140人日
	実績値	6人	114人日	6人	123人日	7人	140人日
合計	計画値	16人	285人日	19人	330人日	20人	345人日
	実績値	13人	247人日	14人	274人日	14人	265人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値（機能訓練）

（月あたり）

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	2人	31人日	3人	46人日	3人	46人日
知的障がい者	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
精神障がい者	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
合計	計画値	2人	31人日	3人	46人日	3人	46人日

■第7期計画の計画値（生活訓練）

（月あたり）

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
知的障がい者	計画値	5人	100人日	5人	100人日	5人	100人日
精神障がい者	計画値	7人	140人日	8人	158人日	8人	158人日
合計	計画値	12人	240人日	13人	258人日	13人	258人日

（エ）就労選択支援

サービス概要
就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。

■第7期計画の計画値

（月あたり）

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	—	1人	1人

(オ) 就労移行支援

サービス概要	
一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	3人	54人日	4人	72人日	5人	90人日
	実績値	1人	11人日	4人	59人日	7人	120人日
知的障がい者	計画値	15人	285人日	16人	290人日	17人	300人日
	実績値	14人	237人日	11人	199人日	11人	220人日
精神障がい者	計画値	28人	500人日	28人	500人日	30人	530人日
	実績値	31人	490人日	35人	505人日	37人	595人日
合計	計画値	46人	839人日	48人	862人日	52人	920人日
	実績値	46人	738人日	50人	763人日	55人	935人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	8人	114人日	10人	142人日	12人	171人日
知的障がい者	計画値	10人	183人日	11人	206人日	12人	220人日
精神障がい者	計画値	39人	602人日	42人	648人日	44人	679人日
合計	計画値	57人	899人日	63人	996人日	68人	1,070人日

(カ) 就労継続支援（A型）

サービス概要	
就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	17人	346人日	19人	388人日	21人	430人日
	実績値	11人	215人日	12人	239人日	11人	220人日
知的障がい者	計画値	19人	390人日	20人	410人日	21人	430人日
	実績値	18人	372人日	18人	365人日	23人	483人日
精神障がい者	計画値	34人	646人日	38人	722人日	40人	760人日
	実績値	31人	599人日	31人	612人日	46人	943人日
合計	計画値	70人	1,382人日	77人	1,520人日	82人	1,620人日
	実績値	60人	1,186人日	62人	1,242人日	80人	1,646人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	14人	277人日	15人	297人日	16人	317人日
知的障がい者	計画値	24人	495人日	26人	536人日	28人	578人日
精神障がい者	計画値	52人	1,031人日	57人	1,130人日	63人	1,249人日
合計	計画値	90人	1,803人日	98人	1,963人日	107人	2,144人日

(キ) 就労継続支援（B型）

サービス概要	
企業等や就労継続支援（A型）での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	9人	170人日	11人	205人日	12人	230人日
	実績値	11人	186人日	12人	188人日	14人	260人日
知的障がい者	計画値	67人	1,275人日	69人	1,320人日	72人	1,430人日
	実績値	78人	1,419人日	86人	1,552人日	87人	1,653人日
精神障がい者	計画値	60人	720人日	62人	750人日	65人	780人日
	実績値	64人	780人日	76人	915人日	91人	1,183人日
合計	計画値	136人	2,165人日	142人	2,275人日	149人	2,440人日
	実績値	153人	2,385人日	174人	2,655人日	192人	3,096人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	15人	254人日	17人	288人日	19人	322人日
知的障がい者	計画値	92人	1,665人日	96人	1,737人日	99人	1,792人日
精神障がい者	計画値	100人	1,214人日	110人	1,335人日	120人	1,456人日
合計	計画値	207人	3,133人日	223人	3,360人日	238人	3,570人日

(ク) 就労定着支援

サービス概要	
就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい者	計画値	2人	3人	4人
	実績値	3人	5人	8人
精神障がい者	計画値	7人	8人	9人
	実績値	8人	12人	14人
合計	計画値	10人	12人	14人
	実績値	11人	17人	22人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	1人	1人	1人
知的障がい者	計画値	9人	10人	11人
精神障がい者	計画値	15人	17人	19人
合計	計画値	25人	28人	31人

③ 居住系サービス

介護を担う家族の高齢化や「親亡き後」も引き続き地域での生活ができるよう、共同生活援助（グループホーム）における支援体制の充実を図るとともに、運営法人等への指導・助言等に努めます。

施設入所支援は、地域生活の体験の場の提供や相談先の充実、入所施設職員等と協議などを進め、施設入所者の削減に努めていきます。

過去の利用実績から利用者数の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

サービス概要	
就労や生活介護または就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	4人	5人	6人
	実績値	3人	4人	3人
知的障がい者	計画値	78人	82人	86人
	実績値	81人	89人	98人
精神障がい者	計画値	18人	20人	22人
	実績値	18人	23人	31人
合計	計画値	100人	107人	114人
	実績値	102人	116人	132人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	4人	5人	6人
知的障がい者	計画値	105人	111人	118人
精神障がい者	計画値	35人	40人	45人
合計	計画値	144人	156人	169人

(イ) 施設入所支援

サービス概要
生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	24人	24人	24人
	実績値	20人	21人	21人
知的障がい者	計画値	47人	47人	47人
	実績値	44人	44人	44人
精神障がい者	計画値	1人	1人	1人
	実績値	2人	3人	3人
合計	計画値	72人	72人	72人
	実績値	66人	68人	68人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	22人	21人	21人
知的障がい者	計画値	44人	44人	43人
精神障がい者	計画値	2人	2人	2人
合計	計画値	68人	67人	66人

(ウ) 自立生活援助

サービス概要
障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい者	計画値	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がい者	計画値	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	0人	0人	3人
	実績値	0人	0人	0人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	0人	0人	0人
知的障がい者	計画値	0人	0人	0人
精神障がい者	計画値	0人	0人	0人
合計	計画値	0人	0人	0人

④ 相談支援

すべてのサービス利用対象者への適切な相談支援が実施できるよう、事業者等委託相談事業所の参入を促進します。また、相談支援従事者研修及び主任相談支援専門員研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成を通じて重層的な相談支援体制の構築を進めます。

近年の利用者の増加傾向、入所施設等から地域へ移行する人などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 計画相談支援

サービス概要	
指定特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行い、サービスが適当かを検討（モニタリング）します。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	11人	12人	13人
	実績値	14人	14人	16人
知的障がい者	計画値	43人	45人	48人
	実績値	44人	44人	55人
精神障がい者	計画値	23人	25人	28人
	実績値	22人	33人	50人
障がい児	計画値	22人	44人	88人
	実績値	14人	18人	20人
合計	計画値	99人	126人	177人
	実績値	94人	109人	141人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	17人	19人	20人
知的障がい者	計画値	60人	66人	71人
精神障がい者	計画値	64人	78人	92人
障がい児	計画値	25人	50人	80人
合計	計画値	166人	213人	263人

(イ) 地域移行支援

サービス概要	
障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	1人
知的障がい者	計画値	0人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がい者	計画値	1人	1人	2人
	実績値	2人	0人	3人
合計	計画値	2人	3人	4人
	実績値	2人	0人	4人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	0人	0人	1人
知的障がい者	計画値	0人	1人	1人
精神障がい者	計画値	2人	2人	2人
合計	計画値	2人	3人	4人

(ウ) 地域定着支援

サービス概要
居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がい者	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がい者	計画値	1人	1人	1人
	実績値	2人	0人	0人
合計	計画値	3人	3人	3人
	実績値	2人	0人	0人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい者	計画値	0人	0人	1人
知的障がい者	計画値	0人	1人	1人
精神障がい者	計画値	2人	2人	2人
合計	計画値	2人	3人	4人

⑤ 地域生活支援事業

市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り、権利擁護や地域移行への対応、緊急時支援等における総合的な支援に努めます。

(ア) 相談支援事業等

サービスの種別		サービス概要
理解促進研修・啓発事業		障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。
自発的活動支援事業		障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。
相談支援事業	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導助言を行います。
	障がい者相談支援事業	障がいのある人の就労、生活支援等の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センターに配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業		判断が不十分な知的障がいや精神障がいのある人で、申立てをする親族がいない場合、審判開始の申立て等、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るものです。本市としても市民後見人の育成、法人後見事業の実施に向けて、大阪府や社会福祉協議会をはじめ関係機関とともに体制整備に努めます。

■第6期計画の計画値と利用実績

			令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
相談支援事業	基幹相談支援センター	計画値	設置	設置	設置
		実績値	設置	設置	設置
	障がい者相談支援事業	計画値	4か所	4か所	5か所
		実績値	4か所	5か所	7か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	計画値	検討	検討	検討
		実績値	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	4人	5人	6人
		実績値	4人	2人	2人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	検討	検討	検討
		実績値	未実施	未実施	未実施

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

			令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
理解促進研修・啓発事業		実施有無	計画値	実施	実施
自発的活動支援事業		実施有無	計画値	実施	実施
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	計画値	有	有
	障がい者相談支援事業	箇所数	計画値	7か所	8か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	検討	検討
成年後見制度利用支援事業		利用者数	計画値	5人	6人
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	計画値	検討	検討

(イ) 意思疎通支援事業

サービスの種別	サービス概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した、ボランティアの養成研修を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

実績値		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣 事業	計画値	110件	200時間	115件	230時間	120件	250時間
	実績値	53件	69時間	94件	135時間	72件	143時間
要約筆記者派遣 事業	計画値	80件	180時間	85件	200時間	90件	230時間
	実績値	64件	113時間	67件	125時間	72件	144時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

			令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
手話通訳者設置 事業	設置 者数	計画値	2人	2人	2人
		実績値	1人	1人	0人
手話奉仕員養成 研修事業	修了 者数	計画値	13人	13人	13人
		実績値	9人	10人	10人

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣 事業	計画値	100件	190時間	105件	220時間	110件	240時間
要約筆記者派遣 事業	計画値	85件	180時間	90件	200時間	95件	230時間

■第7期計画の計画値

(年あたり)

			令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
手話通訳者設置 事業	設置 者数	計画値	1人	1人	1人
手話奉仕員養成 研修事業	修了 者数	計画値	13人	14人	15人

(ウ) 日常生活用具給付等事業

サービス概要
重度障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年間延件数)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
介護・訓練支援用具	計画値	7件	8件	8件
	実績値	2件	0件	6件
自立生活支援用具	計画値	8件	9件	10件
	実績値	5件	17件	10件
在宅療養等支援用具	計画値	25件	25件	25件
	実績値	22件	15件	24件
情報・意思疎通支援用具	計画値	20件	23件	26件
	実績値	17件	9件	14件
排せつ管理支援用具	計画値	1,966件	1,982件	2,000件
	実績値	1,936件	1,992件	2,038件
住宅改修費	計画値	1件	1件	1件
	実績値	0件	0件	1件

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(年間延件数)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
介護・訓練支援用具	計画値	8件	8件	8件
自立生活支援用具	計画値	17件	18件	19件
在宅療養等支援用具	計画値	30件	35件	40件
情報・意思疎通支援用具	計画値	20件	23件	26件
排せつ管理支援用具	計画値	2,000件	2,050件	2,100件
住宅改修費	計画値	2件	3件	4件

(エ) 移動支援事業

サービス概要
屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	42人	9,500時間	45人	10,150時間	50人	11,250時間
	実績値	39人	8,661時間	41人	8,759時間	49人	9,779時間
知的障がい者	計画値	170人	42,000時間	175人	44,100時間	180人	45,360時間
	実績値	139人	33,506時間	150人	34,450時間	162人	37,063時間
精神障がい者	計画値	20人	2,880時間	25人	3,300時間	30人	3,960時間
	実績値	18人	2,246時間	21人	2,723時間	27人	3,441時間
障がい児	計画値	62人	14,350時間	65人	15,050時間	68人	15,750時間
	実績値	53人	11,320時間	47人	10,460時間	51人	10,329時間
合計	計画値	294人	68,350時間	310人	72,600時間	328人	76,320時間
	実績値	249人	55,733時間	259人	56,392時間	289人	60,609時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい者	計画値	54人	12,209時間	59人	13,340時間	64人	14,470時間
知的障がい者	計画値	170人	43,322時間	180人	45,871時間	188人	47,910時間
精神障がい者	計画値	31人	4,019時間	36人	4,668時間	40人	5,186時間
障がい児	計画値	51人	12,423時間	54人	13,153時間	57人	13,884時間
合計	計画値	306人	71,973時間	329人	77,032時間	349人	81,450時間

(オ) 地域活動支援センター事業

サービス概要
地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じた創作・生産活動の機会を提供し、日常生活における支援や様々な相談への対応並びに地域の関係機関・団体との連携・協力による支援を行う事業です。

■第6期計画の計画値と利用実績

	実績値	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	1か所	230人	1か所	235人	1か所	240人
	実績値	1か所	230人	1か所	303人	1か所	300人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

計画値		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	1か所	300人	1か所	300人	1か所	300人

(カ) その他の事業

《身体障がい者移動入浴事業》

在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に、居宅を訪問して入浴の介護を行います。

《日中一時支援事業》

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障がい者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

《社会参加促進事業》

障がいのある人の社会参加を促進することを目的に、障がい者団体の野外活動等の支援を行います。

3 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づき、第3期障害児福祉計画を策定します。

第3期障害児福祉計画は、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

計画は、計画の策定にあたって実施したアンケート調査や関係団体ワーキングの結果を踏まえるとともに、大阪府との協議の上でとりまとめました。計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間となります。

(1) 成果目標

障がい児支援の提供体制の整備に向け、基本指針や府の考え方に基づいて、令和8年度(2026年度)を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

なお、障がい児支援の体制について検討するにあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく様々な子育て支援施策の提供体制とも密接に関わることから、「池田市子ども・子育て支援事業計画」等とも連携を図ります。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	設置済	・国の指針・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	・国の指針・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度(2026年度)末までに、障がい児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築。
障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済	

目標実現に向けた取組

児童発達支援センターにおいては、障がいや発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるよう、障がい種別や年齢に関わらず、切れ目のない支援を提供する市域の拠点として、重層的な地域支援体制の構築に向けた取組を行います。

また、保育所等訪問支援や巡回相談を通じて、子どもの発達支援環境を総合的に整えられるよう、今後も支援体制の継続・充実に努めます。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 4か所 放課後等デイサービス 4か所	・国の指針では、令和8年度(2026年度)末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。 ・府の考え方では、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。

目標実現に向けた取組

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、今後も支援体制の継続に向け、支援ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

成果目標

項 目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係 2名 医療関係 2名	・国の指針・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

活動指標

指 標	【現状】	【見込み】			
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	福祉関係 1名 医療関係 2名	福祉関係 1名 医療関係 2名	福祉関係 1名 医療関係 2名	福祉関係 2名 医療関係 2名	

目標実現に向けた取組

医療的ケア児支援のための池田市地域自立支援協議会の専門部会として関係機関の協議の場の設置をしており、福祉関係のコーディネーターの配置と併せて、医療関係のコーディネーターについても引き続き人材の確保に努めるなどして課題を協議し、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。

(2) 障がい児通所支援等の見込量

障がい児通所支援等の計画値については、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

① 障がい児通所支援

サービス種別	サービス概要
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休校日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校等における児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校等を訪問し相談支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■第2期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

実績値		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援 (旧医療型含む)	計画値	237人	1,320人日	295人	1,640人日	368人	2,040人日
	実績値	152人	1,201人日	162人	1,258人日	168人	1,293人日
放課後等デイサービス	計画値	489人	3,123人日	660人	4,216人日	891人	5,692人日
	実績値	265人	2,438人日	311人	2,827人日	368人	3,392人日
保育所等訪問支援	計画値	4人	6回	8人	12回	10人	15回
	実績値	5人	5回	7人	8回	8人	8回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1人	4回	1人	4回	1人	4回
	実績値	0人	0回	1人	4回	1人	5回

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第3期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	188人	1,422人日	207人	1,565人日	228人	1,721人日
放課後等デイサービス	計画値	443人	4,070人日	531人	4,884人日	638人	5,861人日
保育所等訪問支援	計画値	10人	10回	13人	13回	16人	16回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1人	6回	1人	6回	1人	6回

② 障がい児相談支援

サービス概要
障がい児通所支援サービス等を利用する障がいのある児童に対し、支給決定時において、障がい児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

■第2期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
障がい児相談支援	計画値	22人	44人	88人
	実績値	14人	18人	22人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第3期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
障がい児相談支援	計画値	25人	50人	80人

（３）障がい児通所支援等の提供体制等について

障がい児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場として引き続き多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。通所支援連絡会を通じて、事業所への研修、好事例や支援困難事例の共有をすることで、事業所の適切な運営や質の向上を図ります。また、障がいのある児童が住み慣れた地域や通い慣れた地域で活動できる場の確保に努めます。

障がい児相談支援については、計画相談支援、地域生活支援事業における障がい児相談支援事業との連携、一体的な対応を図りながら、障がいのある児童やその家族を切れ目なく支えることができるように努め、相談支援連絡会を通じて、相談支援事業所の質の向上を図ります。窓口にて、市内の相談支援事業所の一覧を掲載した冊子「通所支援のしおり」を配布することで、障がい児相談支援制度の周知に努めます。児童発達支援センターにおいて、令和6年度より、相談支援専門員を配置し、家族支援や相談支援体制の充実を図ります。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向けては、障がい者理解の促進もさることながら、需要を的確に捕捉することが重要となるため、関係機関との連携や相談支援体制の強化等に努めるとともに、学校等への障がい児通所支援の制度理解の促進等により、円滑に適切なサービスが利用できるよう支援します。特に早期療育が求められる難聴児に対しては、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、早期発見に努めます。

また、母子保健担当部局（こども家庭センター）や池田保健所など、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図り、障がい児の早期発見や健全な育成に努めます。池田市要保護児童対策地域協議会障がい児関係部会実務者会議において、児童相談所（子ども家庭センター）、保健所、支援学校等の支援機関が一同に会して、定期的な情報共有を行うことで、密に連携しながら、障がい児への総合的な支援に努めます。

成長・発達を記録し、児童本人や家族、各関係機関が経過を客観的に捉えて、情報を共有することのできる、池田市独自のツール「いけだつながりシート Ikeda_s（イケダス）」の普及・活用を図り、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援の提供に努めます。

(4) 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ

本市では、公私立保育所・幼稚園・認定こども園における、特別支援保育や特別支援教育を利用する児童数は増加しています。令和2年(2020年)3月に策定した「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公私立保育所・認定こども園における特別支援保育の充実、留守家庭児童会における障がい児を含めた受け入れ体制の充実に努めています。

第3期障害児福祉計画の期間中の障がい児等の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

成果目標		見込量		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
子ども・子育て支援における障がい児や特別な配慮を要する児童の受け入れ		316人	336人	359人
内 訳	特別支援保育（保育所、認定こども園）	132人	137人	142人
	特別支援教育（幼稚園、認定こども園）	111人	116人	121人
	留守家庭児童会における支援学級在籍児童	73人	83人	96人

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

① 関係各課等との連携強化

本計画の推進も含めて、障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

② 関係機関・団体との支援ネットワークの整備・充実

障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

2 進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

本計画の着実かつ効果的に推進するため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する（Act）、というPDCAサイクルの考えに基づき点検評価を行います。

また、市民・事業者・市の協働・連携による計画推進を図るため、障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「池田市地域自立支援協議会」において計画の進捗状況等を定期的に報告するとともに、多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

参考資料

1 計画の策定体制と経過

(1) 策定体制

○池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会規則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号

改正 平成 29 年 6 月 28 日規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、池田市附属機関条例（平成 25 年池田市条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて池田市障害者計画、池田市障害福祉計画及び池田市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 障がい者団体の代表者

(4) 障害福祉サービスに係る事業所の代表者

(5) 障がい福祉施策に関する関係機関の代表者

3 前項第 2 号に掲げる者は、公募により選考するものとする。ただし、当該手続の結果、委嘱すべき市民の決定がなされなかったときは、この限りでない。

4 前項に定めるもののほか、公募による選考に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、第 2 項の規定による委嘱の日から計画の策定又は見直しの日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、池田市保健福祉施策推進本部に対し、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 会長は、計画の素案を作成するため、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

2 部会は、委員会の委員をもって組織し、部会に属する委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会の部会長及び副部会長は、会長が部会員のうちから指名する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課及び子ども・健康部発達支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱された委員により組織された委員会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

附 則（平成29年6月28日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

○池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏 名	役 職	機関・団体等名称
1	片山 泰一	教 授	大阪大学大学院 連合小児発達学研究科
2	尾崎 剛志	准教授	静岡県立大学 短期大学部 社会福祉学科
3	渡邊 千芳	会 長	池田市身体障害者福社会
4	糸賀 怜子	会 長	池田市手をつなぐ親の会
5	竹内 久美子	会 長	池田市身体不自由児（者）父母の会
6	角口 通子	会 長	池田市精神障害者家族会てしま会
7	真米 功	アルパカ工房 管理者	社会福祉法人 てしま福社会
8	茂籠 知美	事務局長	社会福祉法人 池田市社会福祉協議会
9	安本 三代子	副会長	池田市民生委員児童委員協議会
10	高林 弘の	所 長	大阪府池田保健所
11	高山 益美	次 長	池田公共職業安定所
12	藤岡 香	所 長	大阪府池田子ども家庭センター
13	広瀬 桃代		一般公募
14	小倉 友里子		一般公募

(2) 策定経過

年月日	内 容
令和5年(2023年) 10月12日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 (第1回)
11月10日～ 12月10日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査の実施
令和6年(2024年) 1月24日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る ワーキング(聞き取り調査)の実施
2月14日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 (第2回)
3月1日～ 3月21日	パブリックコメントの実施
3月27日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 (第3回)

2 用語の解説

用 語	解 説
あ 行	
I C T	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。福祉分野において、コンピュータやインターネット等の活用により、生産性向上や業務改善、より適切なサービスの提供等の効果が期待されている。
いけだつながりシート Ikeda_s（イケダス）	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として使える、成長及び発達の記録ファイルのこと。フェイスシート（受診医療機関等の基本情報を記録）と現在の様子（運動、学習、就労準備など、成長及び発達による変化を記録）の二部構成となっている。
医療的ケア児	新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする障がい児のこと。
インクルージョン （inclusion）	教育や福祉の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導助言を行う。
強度行動障がい	他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、特別な支援が必要な状態のこと。
高次脳機能障がい	交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態。外見上ではわかりにくいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する周辺環境の変更・調整のこと。
さ 行	
児童発達支援センター	障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う通所施設。
市民後見人	家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産管理や契約行為などの法律行為を行う親族以外の一定の研修を受けた一般市民による後見人のこと。

用 語	解 説
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。
障がい支援区分	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障がい福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。
(障がい者)就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。地域の関係機関と協力し、障がいのある人が安心して就労生活を送ることができるように、相談・助言・職業準備訓練・企業実習の斡旋など、企業で働くために必要な支援を行っている。
障害者雇用率制度 (法定雇用率)	障がいのある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進法に基づき、一般の民間企業や国・地方公共団体などに対して、雇用している労働者総数に占める障がいのある人の割合を定め、それ以上の雇用をめざす制度。
障害者優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25年(2013年)4月施行。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がいのある人のケアにも応用したもの。
成年後見制度	認知症、知的障がいもしくは精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組み。家庭裁判所で選任された後見人が、本人に代わって財産管理や契約行為などの法律行為を行う制度。
た 行	
地域活動支援センター	障がいのある人などを対象として、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供する通所施設。
地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

用 語	解 説
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、一人暮らし等の体験の機会、緊急時の受入れや対応、専門的人材の確保等、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。本市では、市内の各サービス事業所と連携した支援体制（面的整備）を構築している。
地域包括ケアシステム	生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域での体制。
通級指導教室	軽度の障がいがある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じて特別な指導を行う制度。障がいの状態を改善・克服するための自立活動や各教科の指導などを行う。
特別支援学校 （支援学校）	心身に障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障害による学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
な 行	
内部障がい	身体障がいにおける内臓機能の障がい。具体的には、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいを指す。
は 行	
8050問題 （ハチマルゴーマル）	一般的には高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けることで、収入や介護などの問題を抱える状態のことを指すが、本計画においては、狭義の意味として、主な支援者である親が80代で介護保険サービス等の利用が必要となり、同居する障がいのある人が、50代となった世帯を指す。
発達障がい	発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義される。
バリアフリー （barrier free）	住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアサポート （peer support）	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、さまざまな分野に広がっている。

用 語	解 説
福祉的就労	一般事業所への就労が困難な障がいのある人が、福祉的な配慮のもとに事業所などで工賃収入を得て働くこと。
ペアレントトレーニング (Parent Training)	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や関わり方を学び、子どもの発達促進や行動の改善を目標とするもの。
ペアレントプログラム (Parent Program)	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター (Parent Mentor)	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
ボランティア (volunteer)	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含められるようになり、より多義的なものとなっている。
や 行	
ユニバーサルデザイン (universal design)	年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインする考え方。
要約筆記	意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。
ら 行	
リハビリテーション (rehabilitation)	医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションがあり、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的に実施することにより、障害のある人がその人らしく生きるための能力や身体機能を改善させること。
療育	心身に障がいのある児童が社会的に自立できるように、医療と保育・教育をバランスを保ちながら並行してすすめること。

第 6 期池田市障害者計画
第 7 期池田市障害福祉計画
第 3 期池田市障害児福祉計画

発行年月	令和 6 年(2024年) 3 月
発行	池田市 福祉部 障がい福祉課 池田市 子ども・健康部 発達支援課 〒563-8666 大阪府池田市城南 1 丁目 1 番 1 号 電話：072-752-1111